

Page	改正後			現行			備考	差異
新: 旧:	カード規定等目次			カード規定等目次				
新: 旧:								
新: 旧:	番号		ページ	番号		ページ	「提携約款の作成・編集に関するガイドライン」にしたがい変更。	変更
	1	カード規定	1	1	カード規定	1		
	2	IC カード規定	8	2	IC カード規定	8		
	3	法人用 IC カード規定	15	3	法人用 IC カード規定	15		
	4	JA カード（一体型）規定	20	4	JA カード（一体型）規定	20		
新: 旧:								

Page	改正後	現行	備考	差異
新:1 旧:1	カード規定	カード規定		
新:1 旧:1	<u>1</u> カードの利用	<u>1.</u> (カードの利用)	「提携約款の作成・編集に関するガイドライン」にしたがい変更。	変更
新:1 旧:1	普通貯金（利息を付さない旨の約定のある普通貯金無利息型（決済用）、総合口座取引および総合口座(普通貯金無利息型)取引の普通貯金を含みます。以下、同じです。）、営農貯金について発行したJAキャッシュカード、貯蓄貯金について発行したJAキャッシュカードおよびJAカードローンについて発行したJAローンカード（キャッシュカード）（以下、これらを「カード」といいます。）は、 <u>同一名義で当組合に開設された全ての</u> 貯金口座または貸越口座について、次の場合に利用することができます。	普通貯金（利息を付さない旨の約定のある普通貯金無利息型（決済用）、総合口座取引および総合口座(普通貯金無利息型)取引の普通貯金を含みます。以下、同じです。）、営農貯金について発行したJAキャッシュカード、貯蓄貯金について発行したJAキャッシュカードおよびJAカードローンについて発行したJAローンカード（キャッシュカード）（以下、これらを「カード」といいます。）は、 <u>それぞれ当該</u> 貯金口座または貸越口座について、次の場合に利用することができます。	店頭に設置された営業店システムのタブレットにて、キャッシュカードを用いて「本人認証」を行う対応を追記。	変更
新:1 旧:1	ただし、カードローンの貸越、返済についての利用は、当組合とカードローン取引約定のある場合に限ります。	ただし、カードローンの貸越、返済についての利用は、当組合とカードローン取引約定のある場合に限ります。		
新:1 旧:1	①_当組合、当組合が提携した他の農業協同組合（信用農業協同組合連合会を含みます。以下、「提携組合」といいます。） <u>もしくは</u> 当組合がオンライン現金自動預入機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等（以下、提携組合も含めて「入金提携先」といいます。）の現金自動貯金機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「貯金機」といいます。）を使用して、 <u>または当組合もしくは提携組合の店舗に設置しているタブレット、ピンパッド等の機器を使用して、</u> カードローンの貸越の返済、普通貯金、営農貯金または貯蓄貯金（以下、これらを「貯金」といいます。）に預入れをする場合（以下、これらの取引を単に「入金」といいます。）	① 当組合、当組合が提携した他の農業協同組合（信用農業協同組合連合会を含みます。以下、「提携組合」といいます。） <u>および</u> 当組合がオンライン現金自動預入機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等（以下、提携組合も含めて「入金提携先」といいます。）の現金自動貯金機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「貯金機」といいます。）を使用してカードローンの貸越の返済、普通貯金、営農貯金または貯蓄貯金（以下、これらを「貯金」といいます。）に預入れをする場合（以下、これらの取引を単に「入金」といいます。）	店頭に設置された営業店システムのタブレット等にて、キャッシュカードを用いて「預入れ」を行う対応を追記。	変更
新:1 旧:1	②_当組合 <u>もしくは</u> 当組合がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下、提携組合を含めて「出金提携先」といいます。）の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「支払機」といいます。）を使用して、 <u>または当組合もしくは提携組合の店舗に設置しているタブレット、ピンパッド等の機器を使用して、</u> カードローンの貸越を受け、または貯金の払戻しをする場合（以下、これらの取引を単に「払戻し」といいます。）	② 当組合 <u>および</u> 当組合がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下、提携組合を含めて「出金提携先」といいます。）の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「支払機」といいます。）を使用してカードローンの貸越を受け、または貯金の払戻しをする場合（以下、これらの取引を単に「払戻し」といいます。）	店頭に設置された営業店システムのタブレット等にて、キャッシュカードを用いて「払戻し」を行う対応を追記。	変更
新:1 旧:1	③_当組合、提携組合および当組合が振込業務について提携した金融機関等の自動振込機（振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「振込機」といいます。）を使用してカードローンの貸越を受け、または振込代り金を貯金口座からの振替により払戻し、振込の依頼をする場合	③ 当組合、提携組合および当組合が振込業務について提携した金融機関等の自動振込機（振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「振込機」といいます。）を使用してカードローンの貸越を受け、または振込代り金を貯金口座からの振替により払戻し、振込の依頼をする場合		
新:1 旧:1	④_当組合と所定の契約を締結し、かつ日本マルチペイメントネットワーク運営機構所定の収納機関規約を承認のうえ、運営機構に収納機関として登録された法人等（以下「マルチペイメント収納機関」といいます。）に対して、当組合の振込機を使用して、カードローンの貸越を受け、または振込代り金を貯金口座からの振替により払戻し、税金・各種料金の払込サービス（以下「Pay-easy（ペイジー）」とい	④ 当組合と所定の契約を締結し、かつ日本マルチペイメントネットワーク運営機構所定の収納機関規約を承認のうえ、運営機構に収納機関として登録された法人等（以下「マルチペイメント収納機関」といいます。）に対して、当組合の振込機を使用して、カードローンの貸越を受け、または振込代り金を貯金口座からの振替により払戻し、税金・各種料金の払込サービス（以下「Pay-easy（ペイジー）」とい		

Page	改正後	現行	備考	差異
	います。) を利用する場合。また、当組合と同一都道府県内にある提携組合が所定の契約を締結したマルチペイメント収納機関に対して、当該提携組合の振込機を使用して、カードローンの貸越を受け、または振込代り金を貯金口座からの振替により払戻し、Pay-easy（ペイジー）を利用する場合	います。) を利用する場合。また、当組合と同一都道府県内にある提携組合が所定の契約を締結したマルチペイメント収納機関に対して、当該提携組合の振込機を使用して、カードローンの貸越を受け、または振込代り金を貯金口座からの振替により払戻し、Pay-easy（ペイジー）を利用する場合		
新:2 旧:1	⑤ 当組合または提携組合の店舗に設置しているタブレット、ピンパッド等の機器を使用して、振込の依頼、届出事項の変更、口座振替の依頼等 を行う場合	⑤ 当組合 および 提携組合の 窓口で入金 および 払戻し を行う場合	店頭に設置された営業店システムのタブレット等にて、キャッシュカードを用いて「振込」、「届出事項の変更」「口座振替等」を行う対応を追記。	変更
新:2	⑥ 当組合もしくは提携組合の貯金機、支払機もしくは振込機を使用して、または当組合もしくは提携組合の店舗において、当組合または提携組合の店舗に設置しているタブレット、ピンパッド等の機器を用いて貯金の残高や届出情報を表示する場合		店頭に設置された営業店システムのタブレット等にて、キャッシュカードを用いて「残高」、「届出情報表示」を行う対応を追記。	追加
新:2 旧:2	⑦ その他当組合所定の取引をする場合	⑥ その他当組合所定の取引をする場合	項番の変更	変更
新:2 旧:2	2 入金	2. (貯金機による入金)	「提携約款の作成・編集に関するガイドライン」にしたがい変更。	変更
新:2 旧:2	(1) 貯金機を使用して入金する場合には、貯金機の画面表示等の操作手順に したが って、貯金機にカードまたは通帳（当組合および県内の提携組合に限ります。）を所定の方法で挿入し、現金を投入して操作してください。	(1) 貯金機を使用して入金する場合には、貯金機の画面表示等の操作手順に 従 って、貯金機にカードまたは通帳（当組合および県内の提携組合に限ります。）を所定の方法で挿入し、現金を投入して操作してください。	同上	変更
新:2 旧:2	(2) 貯金機による入金は、貯金機の機種により当組合および入金提携先所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。また、 1 回あたりの入金は、当組合および入金提携先所定の枚数による金額の範囲内とします。	(2) 貯金機による入金は、貯金機の機種により当組合および入金提携先所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。また、 1 回あたりの入金は、当組合および入金提携先所定の枚数による金額の範囲内とします。	同上	変更
新:2	(3) 入金機の代替として、ピンパッドを用いて窓口で入金する際は、当組合（提携組合の窓口の場合は、その提携組合）所定の入金票に届出の氏名、金額を記入のうえ、カードとともに提出してください。なお、入金にあたっての限度額については、前項に定めるとおりとします。		「ピンパッド」用いて、窓口入金する手順を追記。	追加
新:2	(4) 当組合または提携組合の店舗においてタブレット等を用いて入金をする際は、店舗に設置されたタブレット等に届出の氏名、金額を入力してください。		店頭に設置された営業店システムのタブレット等にて、キャッシュカードを用いて「入金」を行う対応を追記。	追加

Page	改正後	現行	備考	差異
新:2 旧:2	3 払戻し	3. (支払機による払戻し)	支払機と窓口の払戻しについて合わせて記載するため、タイトルを変更。	変更
新:2 旧:2	(1) 支払機を使用して払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に し たが って支払機にカードまたは通帳（当組合および県内の提携組合に限りま す。）を所定の方法で挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してくださ い。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。	(1) 支払機を使用して払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に 従 っ て支払機にカードまたは通帳（当組合および県内の提携組合に限ります。）を所定 の方法で挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、通 帳および払戻請求書の提出は必要ありません。	「提携約款の作成・編 集に関するガイドライ ン」にしたがい変更。	変更
新:2 旧:2	(2) 支払機による払戻しは、支払機の機種により当組合または出金提携先所定の金 額単位とし、 1 回あたりの払戻しは、当組合または出金提携先所定の金額の範囲内と します。なお、 1 日あたりの払戻しは当組合所定の金額の範囲内とします。	(2) 支払機による払戻しは、支払機の機種により当組合または出金提携先所定の金額 単位とし、 1 回あたりの払戻しは、当組合または出金提携先所定の金額の範囲内と します。なお、 1 日あたりの払戻しは当組合所定の金額の範囲内とします。	同上	変更
新:2 旧:2	(3) 支払機を使用して払戻しをする場合に、払戻請求金額と第5条第1項に規定 する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえると きは、その払戻しはできません。	(3) 支払機を使用して払戻しをする場合に、払戻請求金額と第 6 条第 1 項に規定する 自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その 払戻しはできません。	自動機利用手数料金額 等を記載した箇所の項 番の変更にともない変 更。	変更
旧:2		4. (カードによる窓口での入金および払戻し)	「2 入金」および「3 払戻し」に記載内容を 統合したため削除。	削除
旧:2		(1) カードによる窓口での入金の際は、当組合（提携組合の窓口の場合は、その提携 組合）所定の入金票に届出の氏名、金額を記入のうえ、カードとともに提出してく ださい。	「2 入金」に記載内 容を統合したため削 除。	削除
新:2 旧:2	(4) ピンパッドを用いて窓口で払戻しを行う際には、当組合所定の払戻請求書に 金額および届出の氏名を記入のうえ、カードとともに提出してください。な お、払戻しの際の1回あたりの限度額および限度額超過時の対応は前二項に定 めるとおりです。	(2) カードによる窓口での払戻しの際は、 当組合所定の払戻請求書に金額および届出 の氏名を記入のうえ、カードとともに提出してください。	「3 払戻し」に記載 内容を統合のうえ、 「ピンパッド」を窓口 で利用する手順を追 記。	変更
新:2	(5) 当組合または提携組合の店舗においてタブレット等を用いて払戻しをする際 は、店舗に設置されたタブレット等に届出の氏名、金額を入力してください。		店頭に設置された営業 店システムのタブレッ ト等にて、キャッシュ カードを用いて「払戻 し」を行う対応を追 記。	追加
旧:2		なお、提携組合の窓口での払戻しの際は、カードを提出し、その提携組合所定の 手続きに従ってください。	「3 払戻し」に記載 内容を統合したため削 除。	削除
旧:2		(3) カードによる窓口での入金、払戻しの際の1回あたりの限度額は、当組合（提携 組合の窓口の場合は、その提携組合）が定めるところによるものとします。	「2 入金」および「3 払戻し」に記載内容を 統合したため削除。	削除
旧:2		(4) 窓口でカードにより払戻す場合に、払戻請求金額と第6条第1項に規定する自動 機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻	「3 払戻し」に記載 内容を統合したため削	削除

Page	改正後	現行	備考	差異
		<u>しはできません。</u>	除。	
新:3 旧:2	<u>4</u> 振込機による振込	<u>5. (振込機による振込)</u>	「提携約款の作成・編集に関するガイドライン」にしたがい変更。	<u>変更</u>
新:3 旧:2	振込機を使用して振込代り金を貯金口座からの振替により払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に <u>したが</u> って、振込機にカードを所定の方法で挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における貯金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。	振込機を使用して振込代り金を貯金口座からの振替により払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に <u>従</u> って、振込機にカードを所定の方法で挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における貯金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。	同上	<u>変更</u>
新:3 旧:3	<u>5</u> 自動機利用手数料等	<u>6. (自動機利用手数料等)</u>	「提携約款の作成・編集に関するガイドライン」にしたがい変更。	<u>変更</u>
新:3 旧:3	<u>6</u> 代理人による入金・払戻しおよび振込	<u>7. (代理人による入金・払戻しおよび振込)</u>	「提携約款の作成・編集に関するガイドライン」にしたがい変更。	<u>変更</u>
新:3 旧:3	<u>7</u> 貯金機・支払機・振込機故障時等の取 <u>り</u> 扱い	<u>8. (貯金機・支払機・振込機故障時等の取扱い)</u>	「提携約款の作成・編集に関するガイドライン」にしたがい変更。	<u>変更</u>
新:3 旧:3	(1) 停電、故障等により貯金機による取 <u>り</u> 扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当組合および提携組合の窓口でカードにより入金をすることができます。	(1) 停電、故障等により貯金機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当組合および提携組合の窓口でカードにより入金をすることができます。	同上	<u>変更</u>
新:3 旧:3	(2) 停電、故障等により当組合および提携組合の支払機による取 <u>り</u> 扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当組合が支払機故障等の取 <u>り</u> 扱いとして定めた金額を限度として当組合および提携組合の窓口でカードにより払戻すことができます。なお、提携組合以外の出金提携先の窓口では、この取 <u>り</u> 扱いはしません。	(2) 停電、故障等により当組合および提携組合の支払機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当組合が支払機故障等の取扱いとして定めた金額を限度として当組合および提携組合の窓口でカードにより払戻すことができます。なお、提携組合以外の出金提携先の窓口では、この取扱いはしません。	同上	<u>変更</u>
新:3 旧:3	(3) 前 <u>2</u> 項による入金 <u>は第2条3項および4項、払戻しは第3条4項および5項</u> によるものとします。	(3) 前 <u>2</u> 項による入金 <u>および払戻しを行う場合には、第4条</u> によるものとします。	参照箇所の変更にともなう変更。	<u>変更</u>
新:3 旧:3	(4) 停電、故障等により振込機による取 <u>り</u> 扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前 <u>2</u> 項によるほか振込依頼書を提出することにより振込を依頼することができます。	(4) 停電、故障等により振込機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前 <u>2</u> 項によるほか振込依頼書を提出することにより振込を依頼することができます。	「提携約款の作成・編集に関するガイドライン」にしたがい変更。	<u>変更</u>
新:4 旧:4	<u>8</u> カードによる入金・払戻し金額等の通帳記入	<u>9. (カードによる入金・払戻し金額等の通帳記入)</u>	「提携約款の作成・編集に関するガイドライン」にしたがい変更。	<u>変更</u>
旧:4	<u>9 本人確認</u>	<u>10. (カード・暗証の管理等)</u>	「9 本人確認」と「10 カード・暗証番号の管理等」に分離。	<u>変更</u>

Page	改正後	現行	備考	差異
新:4 旧:4	(1) 当組合は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードが、当組合が本人に交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当組合所定の方法により確認のうえ貯金の払戻しを行います。	(1) 当組合は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードが、当組合が本人に交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当組合所定の方法により確認のうえ貯金の払戻しを行います。 <u>当組合の窓口においても同様にカードを確認し、入力された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ取扱いをいたします。</u>	「9 本人確認」に (2) ～(4)の追記に もない、変更。	<u>変更</u>
新:4	(2) <u>カードを、タブレット等を通して本人確認手段として利用する場合は、当組合または提携組合所定の操作手順にしたがって、当組合または提携組合の所定の端末にカードを挿入し、届出の暗証を正確に入力してください。</u>		店頭に設置された営業店システムのタブレット等にて、キャッシュカードを用いて暗証番号を入力し、「本人認証」を行う対応を追記。	<u>追加</u>
新:4	(3) <u>当組合または提携組合は、前記によりタブレット等に入力された暗証と、届出の暗証との一致を確認することにより本人確認を行うものとしします。</u>		同上	<u>追加</u>
新:4	(4) <u>当組合または提携組合所定の場合には、前二項に加え、本人確認書類の提示等当組合所定の手続を行うことがあります。</u>		同上	<u>追加</u>
新:4	<u>10 カード・暗証の管理等</u>		「10. (カード・暗証の管理等)」から分離。	<u>追加</u>
新:4 旧:4	(1) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合、または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当組合に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる貯金の払戻し停止の措置を講じます。	<u>(2)</u> カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合、または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当組合に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる貯金の払戻し停止の措置を講じます。	項番の変更	<u>変更</u>
新:4	(2) <u>当組合または提携組合が、前記 9の本人確認手続を行ったうえで、払戻し、払戻請求書、諸届その他の書類を取り扱った場合（当組合が貯金の払戻しに応じたことを含みます。）は、カードまたは暗証につき事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。ただし、後記 11および12に定める場合にはこの限りではありません。</u>		「キャッシュカード+暗証番号」の一致を持って取引を行った場合、カードまたは暗証について事故があっても金融機関は免責となることを追記。	<u>追加</u>
新:4 旧:4	(3) カードの盗難にあった場合には、当組合所定の届出書を当組合に提出してください。	(3) カードの盗難にあった場合には、当組合所定の届出書を当組合に提出してください。		
新:4 旧:4	11_偽造カード等による払戻し等	11. <u>(偽造カード等による払戻し等)</u>	「提携約款の作成・編集に関するガイドライン」にしたがい変更。	<u>変更</u>

Page	改正後	現行	備考	差異
新:5 旧:4	12_盗難カードによる払戻し等	12._(盗難カードによる払戻し等)	「提携約款の作成・編集に関するガイドライン」にしたがい変更。	変更
新:5 旧:4	(1) 本人が個人の場合であって、カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当組合に対して当該払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。	(1) 本人が個人の場合であって、カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当組合に対して当該払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。		
新:5 旧:4	①_カードの盗難に気づいてからすみやかに、当組合への通知が行われていること	① カードの盗難に気づいてからすみやかに、当組合への通知が行われていること		
新:5 旧:4	②_当組合の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること	② 当組合の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること		
新:5 旧:4	③_当組合に対し、警察署に被害届を提出していること、その他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること	③ 当組合に対し、警察署に被害届を提出していること、その他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること		
新:5 旧:5	(2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当組合は、当組合へ通知が行われた日の30日（ただし、当組合に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。	(2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当組合は、当組合へ通知が行われた日の30日（ただし、当組合に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。		
新:5 旧:5	ただし、当該払い戻しが行われたことについて、当組合が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当組合が証明した場合には、当組合は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。	ただし、当該払戻しが行われたことについて、当組合が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当組合が証明した場合には、当組合は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。	「提携約款の作成・編集に関するガイドライン」にしたがい変更。	変更
新:5 旧:5	(3) 前2項の規定は、第1項にかかる当組合への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な貯金払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。	(3) 前2項の規定は、第1項にかかる当組合への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な貯金払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。	同上	変更
新:5 旧:5	(4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当組合が証明した場合には、当組合は補てん責任を負いません。	(4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当組合が証明した場合には、当組合は補てん責任を負いません。	同上	変更
新:6 旧:5	13_カードの紛失、届出事項の変更等	13._(カードの紛失、届出事項の変更等)	「提携約款の作成・編集に関するガイドライン」にしたがい変更。	変更
新:6 旧:5	(1) カードを紛失した場合、または氏名、代理人、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当組合所定の方法により当組合に届出てください。この届出前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。	(1) カードを紛失した場合、または氏名、代理人、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当組合所定の方法により当組合に届出てください。この届出前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。		
新:6 旧:5	(2) 前項の暗証の変更については、貯金機、支払機、振込機（当組合および県内の提携組合に限ります。）およびタブレット等により届出ることができます。この場合、貯金機、支払機、振込機およびタブレット等の画面表示等の操作手順にした	(2) 前項の暗証の変更については、貯金機、支払機、振込機（当組合および県内の提携組合に限ります。）により届出ることができます。この場合、貯金機、支払機、振込機の画面表示等の操作手順に従って貯金機、支払機、振込機にカードを所定の	店頭に設置された営業店システムのタブレットにて、キャッシュカ	変更

Page	改正後	現行	備考	差異
	が って貯金機、支払機、振込機にカードを所定の方法で挿入し、届出の暗証および変更後の暗証を正確に入力してください。この場合、前項にかかわらず、書面による届出は必要ありません。	方法で挿入し、届出の暗証および変更後の暗証を正確に入力してください。この場合、前項にかかわらず、書面による届出は必要ありません。	ードの「暗証番号の変更」を行う対応を追記。	
新:6 旧:5	(3) 代理人カードの暗証については、本人のほか、本人があらかじめ届出た代理人が変更することができます。ただし、代理人が代理人カードの暗証を変更する場合には、貯金機、支払機、振込機（当組合および県内の提携組合に限ります。）を使用するものとします。	(3) 代理人カードの暗証については、本人のほか、本人があらかじめ届出た代理人が変更することができます。ただし、代理人が代理人カードの暗証を変更する場合には、貯金機、支払機、振込機（当組合および県内の提携組合に限ります。）を使用するものとします。		
新:6 旧:6	14_カードの再発行等	14._(カードの再発行等)	「提携約款の作成・編集に関するガイドライン」にしたがい変更。	変更
新:6 旧:6	15_貯金機、支払機、振込機への誤入力等	15._(貯金機、支払機、振込機への誤入力等)	「提携約款の作成・編集に関するガイドライン」にしたがい変更。	変更
新:6 旧:6	16_解約、カードの利用停止等	16._(解約、カードの利用停止等)	「提携約款の作成・編集に関するガイドライン」にしたがい変更。	変更
新:6 旧:6	(1) 貯金口座を解約する場合、カードの利用を取りやめる場合、カードローン取引が終了した場合（ただし、 JA ローンカード（キャッシュカード）に限る。）、または当組合普通貯金規定（普通貯金無利息型(決済用)規定を含みます。以下、同じです。）、総合口座取引規定（総合口座（普通貯金無利息型）取引規定を含みます。以下、同じです。）、営農貯金規定または貯蓄貯金規定により、貯金口座が解約された場合には、そのカードを当店に返却いただくか、本カードの磁気ストライプ部分を切断のうえ破棄してください	(1) 貯金口座を解約する場合、カードの利用を取りやめる場合、カードローン取引が終了した場合（ただし、 JA ローンカード（キャッシュカード）に限る。）、または当組合普通貯金規定（普通貯金無利息型(決済用)規定を含みます。以下、同じです。）、総合口座取引規定（総合口座（普通貯金無利息型）取引規定を含みます。以下、同じです。）、営農貯金規定または貯蓄貯金規定により、貯金口座が解約された場合には、そのカードを当店に返却いただくか、カードの磁気ストライプ部分を切断のうえ破棄してください。	「提携約款の作成・編集に関するガイドライン」にしたがい変更。	変更
新:6 旧:6	(2) カードの改ざん、不正使用など当組合がカードの利用を不相当と認めた場合、および暗証相違回数オーバーの場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、当組合から請求があり次第直ちにカードを当店に返却してください。	(2) カードの改ざん、不正使用など当組合がカードの利用を不相当と認めた場合、および暗証相違回数オーバーの場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、当組合から請求があり次第直ちにカードを当店に返却してください。		
新:6 旧:6	(3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当組合から請求があり次第直ちにカードを当店に返却してください。ただし、後記③の場合は、当組合の窓口において当組合所定の本人確認書類の提示を受け、当組合が本人であることを確認できたときに停止を解除します。	(3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当組合から請求があり次第直ちにカードを当店に返却してください。ただし、後記③の場合は、当組合の窓口において当組合所定の本人確認書類の提示を受け、当組合が本人であることを確認できたときに停止を解除します。		
新:7 旧:6	①_第17条に定める規定に違反した場合	① 第 17 条に定める規定に違反した場合		
新:7 旧:6	②_普通貯金規定、総合口座取引規定、営農貯金規定または貯蓄貯金規定により貯金口座の貯金取引が停止された場合	② 普通貯金規定、総合口座取引規定、営農貯金規定または貯蓄貯金規定により貯金口座の貯金取引が停止された場合		

Page	改正後	現行	備考	差異
新:7 旧:6	③_貯金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当組合が別途表示する一定の期間が経過した場合	③ 貯金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当組合が別途表示する一定の期間が経過した場合		
新:7 旧:6	④_カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当組合が判断した場合	④ カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当組合が判断した場合		
新:7 旧:7	17_譲渡、質入れ等の禁止	17._(譲渡、質入れ等の禁止)_	「提携約款の作成・編集に関するガイドライン」にしたがい変更。	変更
新:7 旧:7	18_規定の適用	18._(規定の適用)_	「提携約款の作成・編集に関するガイドライン」にしたがい変更。	変更
新:7 旧:7	(1) この規定に定めのない事項については、当組合普通貯金規定、総合口座取引規定、営農貯金規定または貯蓄貯金規定、ならびにJAカードローン取引約定書、JAカードローン利用規定（ただし、当組合とJAカードローン取引約定のある場合に限る。）および振込規定により取_リ扱います。	(1) この規定に定めのない事項については、当組合普通貯金規定、総合口座取引規定、営農貯金規定または貯蓄貯金規定、ならびにJAカードローン取引約定書、JAカードローン利用規定（ただし、当組合とJAカードローン取引約定のある場合に限る。）および振込規定により取扱います。	同上	変更
新:7 旧:7	(2) この規定は民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。	(2) この規定は民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。		
新:7 旧:7	(3)前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。	(3) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。		
新:7 旧:7	以 上	以 上		
新:7 旧:7	(令和7年4月1日現在)	(令和2年4月1日現在)		変更

Page	改正後	現行	備考	差異
新:8 旧:8	ICカード規定	I Cカード規定	「提携約款の作成・編集に関するガイドライン」にしたがい変更。	
新:8 旧:8	<u>1</u> カードの利用	<u>1.</u> (カードの利用)	「提携約款の作成・編集に関するガイドライン」にしたがい変更。	変更
新:8 旧:8	(1) 普通貯金（利息を付さない旨の約定のある普通貯金無利息型（決済用）、総合口座取引および総合口座(普通貯金無利息型)取引の普通貯金を含みます。以下、同じです。）、営農貯金、貯蓄貯金およびJAカードローン（キャッシュカード）について発行したICチップを搭載したICキャッシュカード（以下、これらを「カード」といいます。）は、 <u>同一名義で当組合に開設された全ての</u> 貯金口座または貸越口座について、次の場合に利用することができます。	(1) 普通貯金（利息を付さない旨の約定のある普通貯金無利息型（決済用）、総合口座取引および総合口座(普通貯金無利息型)取引の普通貯金を含みます。以下、同じです。）、営農貯金、貯蓄貯金およびJAカードローン（キャッシュカード）について発行したICチップを搭載したICキャッシュカード（以下、これらを「カード」といいます。）は、 <u>それぞれ当該</u> 貯金口座または貸越口座について、次の場合に利用することができます。	店頭に設置された営業店システムのタブレットにて、キャッシュカードを用いて「本人認証」を行う対応を追記。	変更
新:8 旧:8	ただし、カードローンの貸越、返済についての利用は、当組合とカードローン取引約定のある場合に限ります。	ただし、カードローンの貸越、返済についての利用は、当組合とカードローン取引約定のある場合に限ります。		
新:8 旧:8	① 当組合、当組合が提携した他の農業協同組合（信用農業協同組合連合会を含みます。以下、「提携組合」といいます。） <u>もしくは</u> 当組合がオンライン現金自動預入機の共同利 <u>用</u> による現金預入業務を提携した金融機関等（以下、提携組合も含めて「入金提携先」といいます。）の現金自動貯金機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「貯金機」といいます。）を使用して、 <u>または当組合もしくは提携組合の店舗に設置しているタブレット、ピンパッド等の機器を使用して、</u> カードローンの貸越の返済、普通貯金、営農貯金または貯蓄貯金（以下、これらを「貯金」といいます。）に入金をする場合（以下、これらの取引を単に「入金」といいます。）	① 当組合、当組合が提携した他の農業協同組合（信用農業協同組合連合会を含みます。以下、「提携組合」といいます。） <u>および</u> 当組合がオンライン現金自動預入機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等（以下、提携組合も含めて「入金提携先」といいます。）の現金自動貯金機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「貯金機」といいます。）を使用してカードローンの貸越の返済、普通貯金、営農貯金または貯蓄貯金（以下、これらを「貯金」といいます。）に入金をする場合（以下、これらの取引を単に「入金」といいます。）	店頭に設置された営業店システムのタブレット等にて、キャッシュカードを用いて「入金」を行う対応を追記。	変更
新:8 旧:8	② 当組合 <u>もしくは</u> 当組合がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下、提携組合を含めて「出金提携先」といいます。）の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「支払機」といいます。）を使用して、 <u>または当組合もしくは提携組合の店舗に設置しているタブレット、ピンパッド等の機器を使用して、</u> カードローンの貸越を受け、または貯金の払戻しをする場合（以下、これらの取引を単に「払戻し」といいます。）	② 当組合 <u>および</u> 当組合がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下、提携組合を含めて「出金提携先」といいます。）の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「支払機」といいます。）を使用してカードローンの貸越を受け、または貯金の払戻しをする場合（以下、これらの取引を単に「払戻し」といいます。）	店頭に設置された営業店システムのタブレット等にて、キャッシュカードを用いて「払戻し」を行う対応を追記。	変更
新:8 旧:8	③ 当組合、提携組合および当組合が振込業務について提携した金融機関等の自動振込機（振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「振込機」といいます。）を使用してカードローンの貸越を受け、または振込代り金を貯金口座からの振替により払戻し、振込の依頼をする場合	③ 当組合、提携組合および当組合が振込業務について提携した金融機関等の自動振込機（振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「振込機」といいます。）を使用してカードローンの貸越を受け、または振込代り金を貯金口座からの振替により払戻し、振込の依頼をする場合		

Page	改正後	現行	備考	差異
新:8 旧:8	④ <u>当組合と所定の契約を締結し、かつ日本マルチペイメントネットワーク運営機構所定の収納機関規約を承認のうえ、運営機構に収納機関として登録された法人等（以下「マルチペイメント収納機関」といいます。）に対して、当組合の振込機を使用して、カードローンの貸越を受け、または振込代り金を貯金口座からの振替により払戻し、税金・各種料金の払込サービス（以下「Pay-easy（ペイジー）」といいます。）を利用する場合。また、県内の当組合が所定の契約を締結したマルチペイメント収納機関に対して、当該提携組合の振込機を使用して、カードローンの貸越を受け、または振込代り金を貯金口座からの振替により払戻し、Pay-easy（ペイジー）を利用する場合</u>	④ 当組合と所定の契約を締結し、かつ日本マルチペイメントネットワーク運営機構所定の収納機関規約を承認のうえ、運営機構に収納機関として登録された法人等（以下「マルチペイメント収納機関」といいます。）に対して、当組合の振込機を使用して、カードローンの貸越を受け、または振込代り金を貯金口座からの振替により払戻し、税金・各種料金の払込サービス（以下「Pay-easy（ペイジー）」といいます。）を利用する場合。また、県内の当組合が所定の契約を締結したマルチペイメント収納機関に対して、当該提携組合の振込機を使用して、カードローンの貸越を受け、または振込代り金を貯金口座からの振替により払戻し、Pay-easy（ペイジー）を利用する場合		
新:8 旧:8	⑤ 当組合 <u>または提携組合の店舗に設置しているタブレット、ピンパッド等の機器を使用して、振込の依頼、届出事項の変更、口座振替の依頼等</u> を行う場合	⑤ 当組合 <u>および</u> 提携組合の <u>窓口で入金</u> および <u>払戻し</u> を行う場合	店頭に設置された営業店システムのタブレット等にて、キャッシュカードを用いて「振込」、「届出事項の変更」口座振替の依頼等」を行う対応を追記。	<u>変更</u>
新:9	⑥ <u>当組合もしくは提携組合の貯金機、支払機もしくは振込機を使用して、または当組合もしくは提携組合の店舗において、当組合または提携組合の店舗に設置しているタブレット、ピンパッド等の機器を用いて貯金の残高や届出情報を表示する場合</u>		店頭に設置された営業店システムのタブレット等にて、キャッシュカードを用いて「残高」、「届出情報表示」を行う対応を追記。	<u>追加</u>
新:9 旧:8	⑦ <u>その他当組合所定の取引をする場合</u>	<u>⑥</u> その他当組合所定の取引をする場合	項番の変更	<u>変更</u>
新:9 旧:9	<u>2 入金</u>	<u>2.（貯金機による入金）</u>	「提携約款の作成・編集に関するガイドライン」にしたがい変更。	<u>変更</u>
新:9 旧:9	(1) 貯金機を使用して入金する場合には、貯金機の画面表示等の操作手順に <u>したがって</u> 、貯金機にカードまたは通帳（当組合および県内の提携組合に限りま す。）を所定の方法で挿入し、現金を投入して操作してください。	(1) 貯金機を使用して入金する場合には、貯金機の画面表示等の操作手順に <u>従</u> って、貯金機にカードまたは通帳（当組合および県内の提携組合に限りま す。）を所定の方法で挿入し、現金を投入して操作してください。	同上	<u>変更</u>
新:9 旧:9	(2) 貯金機による入金は、貯金機の機種により当組合および入金提携先所定の種類の紙幣および硬貨に限りま す。また、 <u>1</u> 回あたりの入金は、当組合および入金提携先所定の枚数による金額の範囲内としま す。	(2) 貯金機による入金は、貯金機の機種により当組合および入金提携先所定の種類の紙幣および硬貨に限りま す。また、 <u>1</u> 回あたりの入金は、当組合および入金提携先所定の枚数による金額の範囲内としま す。	同上	<u>変更</u>
新:9	(3) <u>入金機の代替として、ピンパッドを用いて窓口で入金する際は、当組合（提携組合の窓口の場合は、その提携組合）所定の入金票に届出の氏名、金額を記入のうえ、カードとともに提出してください。なお、入金にあたっての限度額については、前項に定めるとおりとします。</u>		「ピンパッド」用いて、窓口入金する手順を追記。	<u>追加</u>

Page	改正後	現行	備考	差異
新:9	(4) <u>当組合または提携組合の店舗においてタブレット等を用いて入金をする際は、店舗に設置されたタブレット等に届出の氏名、金額を入力してください。</u>		店頭に設置された営業店システムのタブレット等にて、キャッシュカードを用いて「入金」を行う対応を追記。	<u>追加</u>
新:9 旧:9	<u>3 払戻し</u>	<u>3. (支払機による払戻し)</u>	支払機と窓口の払戻しについて合わせて記載するため、タイトルを変更。	<u>変更</u>
新:9 旧:9	(1) 支払機を使用して払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に <u>し</u> <u>たが</u> って支払機にカードまたは通帳（当組合および県内の提携組合に限ります。）を所定の方法で挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。	(1) 支払機を使用して払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に <u>従</u> って支払機にカードまたは通帳（当組合および県内の提携組合に限ります。）を所定の方法で挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。	「提携約款の作成・編集に関するガイドライン」にしたがい変更。	<u>変更</u>
新:9 旧:9	(2) 支払機による払戻しは、支払機の機種により当組合または出金提携先所定の金額単位とし、 <u>1</u> 回あたりの払戻しは、当組合または出金提携先所定の金額の範囲内とします。なお、 <u>1</u> 日あたりの払戻しは当組合所定の金額の範囲内とします。	(2) 支払機による払戻しは、支払機の機種により当組合または出金提携先所定の金額単位とし、 <u>1</u> 回あたりの払戻しは、当組合または出金提携先所定の金額の範囲内とします。なお、 <u>1</u> 日あたりの払戻しは当組合所定の金額の範囲内とします。	同上	<u>変更</u>
新:9 旧:9	(3) 支払機を使用して払戻しをする場合に、払戻請求金額と第 <u>5</u> 条第 <u>1</u> 項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。	(3) 支払機を使用して払戻しをする場合に、払戻請求金額と第 <u>6</u> 条第 <u>1</u> 項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。	自動機利用手数料金額等を記載した箇所の項番の変更にともない変更。	<u>変更</u>
旧:9				
旧:9		<u>4. (カードによる窓口での入金および払戻し)</u>	「2 入金」および「3 払戻し」に記載内容を統合したため削除。	<u>削除</u>
旧:9		<u>(1) カードによる窓口での入金の際は、当組合（提携組合の窓口の場合は、その提携組合）所定の入金票に届出の氏名、金額を記入のうえ、カードとともに提出してください。</u>	「2 入金」に記載内容を統合したため削除。	<u>削除</u>
新:9 旧:9	(4) <u>ピンパッドを用いて窓口で払戻しを行う際には、</u> 当組合所定の払戻請求書に金額および届出の氏名を記入のうえ、カードとともに提出してください。 <u>なお、払戻しの際の1回あたりの限度額および限度額超過時の対応は前二項に定めるとおりです。</u>	(2) <u>カードによる窓口での払戻しの際は、</u> 当組合所定の払戻請求書に金額および届出の氏名を記入のうえ、カードとともに提出してください。	「3 払戻し」に記載内容を統合のうえ、「ピンパッド」を窓口で利用する手順を追記。	<u>変更</u>

Page	改正後	現行	備考	差異
新:9	(5) <u>当組合または提携組合の店舗においてタブレット等を用いて払戻しをする際は、店舗に設置されたタブレット等に届出の氏名、金額を入力してください。</u>		店頭に設置された営業店システムのタブレット等にて、キャッシュカードを用いて「払戻し」を行う対応を追記。	<u>追加</u>
旧:9		<u>なお、提携組合の窓口での払戻しの際は、カードを提出し、その提携組合所定の手続きに従ってください。</u>	「3 払戻し」に記載内容を統合したため削除。	<u>削除</u>
旧:9		<u>(3) カードによる窓口での入金、払戻しの際の1回あたりの限度額は、当組合（提携組合の窓口の場合は、その提携組合）が定めるところによるものとします。</u>	「2 入金」および「3 払戻し」に記載内容を統合したため削除。	<u>削除</u>
旧:9		<u>(4) 窓口でカードにより払戻す場合に、払戻請求金額と第6条第1項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。</u>	「3 払戻し」に記載内容を統合したため削除。	<u>削除</u>
新:10 旧:9	<u>4</u> 振込機による振込	<u>5. (振込機による振込)</u>	「提携約款の作成・編集に関するガイドライン」にしたがい変更。	<u>変更</u>
新:10 旧:9	振込機を使用して振込代り金を貯金口座からの振替により払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に <u>したが</u> って、振込機にカードを所定の方法で挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における貯金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。	振込機を使用して振込代り金を貯金口座からの振替により払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に <u>従</u> って、振込機にカードを所定の方法で挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における貯金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。	同上	<u>変更</u>
新:10 旧:10	<u>5</u> 自動機利用手数料等	<u>6. (自動機利用手数料等)</u>	「提携約款の作成・編集に関するガイドライン」にしたがい変更。	<u>変更</u>
新:10 旧:10	<u>6</u> 代理人による入金・払戻しおよび振込	<u>7. (代理人による入金・払戻しおよび振込)</u>	「提携約款の作成・編集に関するガイドライン」にしたがい変更。	<u>変更</u>
新:10 旧:10	(1) 代理人（本人と生計をともにする親族、法定代理人のどちらか <u>1</u> 名に限りま す。）による貯金のお入金・払戻しおよび振込の依頼をする場合には、本人から代	(1) 代理人（本人と生計をともにする親族、法定代理人のどちらか <u>1</u> 名に限りま す。）による貯金のお入金・払戻しおよび振込の依頼をする場合には、本人から代	同上	<u>変更</u>

Page	改正後	現行	備考	差異
	理人の氏名、暗証を届出てください。この場合、当組合は代理人のためのカード（以下、「代理人カード」といいます。）を発行します。	理人の氏名、暗証を届出てください。この場合、当組合は代理人のためのカード（以下、「代理人カード」といいます。）を発行します。		
新:10 旧:10	(2) 代理人カードにより振込の依頼をする場合には、振込依頼人名は本人名義となります。	(2) 代理人カードにより振込の依頼をする場合には、振込依頼人名は本人名義となります。		
新:10 旧:10	(3) 代理人のカードの利用についても、この規定を適用します。ただし、代理人カードでカードローンの貸越を行うことはできません。	(3) 代理人のカードの利用についても、この規定を適用します。ただし、代理人カードでカードローンの貸越を行うことはできません。		
新:10 旧:10	<u>7</u> 貯金機・支払機・振込機故障時等の取 <u>り</u> 扱い	<u>8.</u> (貯金機・支払機・振込機故障時等の取扱い)	「提携約款の作成・編集に関するガイドライン」にしたがい変更。	<u>変更</u>
新:10 旧:10	(1) 停電、故障等により貯金機による取 <u>り</u> 扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当組合および提携組合の窓口でカードにより入金を行うことができます。	(1) 停電、故障等により貯金機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当組合および提携組合の窓口でカードにより入金を行うことができます。	同上	<u>変更</u>
新:10 旧:10	(2) 停電、故障等により当組合および提携組合の支払機による取 <u>り</u> 扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当組合が支払機故障等の取 <u>り</u> 扱いとして定めた金額を限度として当組合および提携組合の窓口でカードにより払戻すことができます。なお、提携組合以外の提携先の窓口では、この取 <u>り</u> 扱いはしません。	(2) 停電、故障等により当組合および提携組合の支払機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当組合が支払機故障等の取扱いとして定めた金額を限度として当組合および提携組合の窓口でカードにより払戻すことができます。なお、提携組合以外の提携先の窓口では、この取扱いはしません。	同上	<u>変更</u>
新:10 旧:10	(3) 前 <u>2</u> 項による入金 <u>は第2条3項および4項、払戻しは第3条4項および5項</u> によるものとします。	(3) 前 <u>2</u> 項による入金 <u>および払戻しを行う場合には、第 4 条</u> によるものとします。	参照箇所の変更にともなう変更。	<u>変更</u>
新:10 旧:10	(4) 停電、故障等により振込機による取 <u>り</u> 扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前 <u>2</u> 項によるほか振込依頼書を提出することにより振込を依頼することができます。	(4) 停電、故障等により振込機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前 <u>2</u> 項によるほか振込依頼書を提出することにより振込を依頼することができます。	同上	<u>変更</u>
新:11 旧:10	<u>8</u> カードによる入金・払戻し金額等の通帳記入	<u>9.</u> (カードによる入金・払戻し金額等の通帳記入)	「提携約款の作成・編集に関するガイドライン」にしたがい変更。	<u>変更</u>
新:11 旧:10	カードにより入金した金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額 <u>および</u> 振込手数料金額の通帳記入は、通帳が当組合および全国の提携組合の貯金機、振込機、支払機もしくは通帳記帳機で使用された場合または当組合本支店（所）および全国の提携組合の窓口へ提出された場合に行います。また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。	カードにより入金した金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額、 <u>振込</u> 手数料金額の通帳記入は、通帳が当組合および全国の提携組合の貯金機、振込機、支払機もしくは通帳記帳機で使用された場合または当組合本支店（所）および全国の提携組合の窓口へ提出された場合に行います。また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。	同上	<u>変更</u>
新:11	<u>9 本人確認</u>		店頭に設置された営	<u>追加</u>

Page	改正後	現行	備考	差異
			業店システムのタブ レット等にて、キャ ッシュカードを用い て暗証番号を入力 し、「本人認証」を 行う対応を追記。	
新:11	(1) <u>当組合は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードが、当組合が本人に交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当組合所定の方法により確認のうえ貯金の払戻しを行います。</u>		同上	追加
新:11	(2) <u>カードを、タブレット等を通して本人確認手段として利用する場合は、当組合または提携組合所定の操作手順にしたがって、当組合または提携組合の所定の端末にカードを挿入し、届出の暗証を正確に入力してください。</u>		同上	追加
新:11	(3) <u>当組合または提携組合は、前記によりタブレット等に入力された暗証と、届出の暗証との一致を確認することにより本人確認を行うものとしします。</u>		同上	追加
新:11	(4) <u>当組合または提携組合所定の場合には、前二項に加え、本人確認書類の提示等当組合所定の手続を行うことがあります。</u>		同上	追加
新:11 旧:11	10_カード・暗証の管理等	10. <u>(カード・暗証の管理等)</u>	「提携約款の作成・編集に関するガイドライン」にしたがい変更。	変更
旧:11		<u>(1) 当組合は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードの電磁的または電子的情報が、当組合が本人に交付したカードに関して登録されている電磁的または電子的情報と一致すること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当組合所定の方法により確認のうえ払戻しを行います。当組合の窓口においても同様にカードを確認し、入力された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ取扱いをいたします。</u>	「9 本人確認」の追記にともない、削除。	削除
新:11 旧:11	(1) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当組合に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる貯金の払戻し停止の措置を講じます。	<u>(2)</u> カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当組合に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる貯金の払戻し停止の措置を講じます。	項番の変更	変更
新:11	(2) <u>当組合または提携組合が、前記 9の本人確認手続を行ったうえで、払戻し、払戻請求書、諸届その他の書類を取り扱った場合（当組合が預金の払戻しに応じたことを含みます。）は、カードまたは暗証につき事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。ただし、後記 11および12 に定める場合にはこの限りではありません。</u>		「キャッシュカード+暗証番号」の一致を持って取引を行った場合、カードまたは暗証について事故があっても金融機関は免責となることを	追加

Page	改正後	現行	備考	差異
			追記。	
新:11 旧:11	(3) カードの盗難にあった場合には、当組合所定の届出書を当組合に提出してください。	(3) カードの盗難にあった場合には、当組合所定の届出書を当組合に提出してください。		
新:11 旧:11	11_偽造カード等による払戻し等	11. <u>(偽造カード等による払戻し等)</u>	「提携約款の作成・編集に関するガイドライン」にしたがい変更。	<u>変更</u>
新:12 旧:11	12_盗難カードによる払戻し等	12. <u>(盗難カードによる払戻し等)</u>	「提携約款の作成・編集に関するガイドライン」にしたがい変更。	<u>変更</u>
新:12 旧:11	(1) 本人が個人の場合であって、カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当組合に対して当該払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。	(1) 本人が個人の場合であって、カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当組合に対して当該払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。		
新:12 旧:11	①_カードの盗難に気づいてからすみやかに、当組合への通知が行われていること	① カードの盗難に気づいてからすみやかに、当組合への通知が行われていること		
新:12 旧:11	②_当組合の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること	② 当組合の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること		
新:12 旧:11	③_当組合に対し、警察署に被害届を提出していること、その他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること	③ 当組合に対し、警察署に被害届を提出していること、その他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること		
新:12 旧:11	(2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当組合は、当組合へ通知が行われた日の30日（ただし、当組合に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。	(2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当組合は、当組合へ通知が行われた日の30日（ただし、当組合に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。		
新:12 旧:12	ただし、当該払い戻しが行われたことについて、当組合が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当組合が証明した場合には、当組合は補てん対象額の <u>4</u> 分の <u>3</u> に相当する金額を補てんするものとします。	ただし、当該払戻しが行われたことについて、当組合が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当組合が証明した場合には、当組合は補てん対象額の <u>4</u> 分の <u>3</u> に相当する金額を補てんするものとします。	「提携約款の作成・編集に関するガイドライン」にしたがい変更。	<u>変更</u>
新:12 旧:12	(3) 前 <u>2</u> 項の規定は、第 <u>1</u> 項にかかる当組合への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な貯金払戻しが最初に行われた日。）から、 <u>2</u> 年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。	(3) 前 <u>2</u> 項の規定は、第 <u>1</u> 項にかかる当組合への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な貯金払戻しが最初に行われた日。）から、 <u>2</u> 年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。	同上	<u>変更</u>
新:12 旧:12	(4) 第 <u>2</u> 項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当組合が証明した場合には、当組合は補てん責任を負いません。	(4) 第 <u>2</u> 項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当組合が証明した場合には、当組合は補てん責任を負いません。	同上	<u>変更</u>

Page	改正後	現行	備考	差異
新:12 旧:12	13_カードの紛失、届出事項の変更等	13._(カードの紛失、届出事項の変更等)_	「提携約款の作成・編集に関するガイドライン」にしたがい変更。	変更
新:13 旧:12	(1) カードを紛失した場合または氏名、代理人、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当組合所定の方法により当組合に届出てください。この届出前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。	(1) カードを紛失した場合または氏名、代理人、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当組合所定の方法により当組合に届出てください。この届出前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。		
新:13 旧:12	(2) 前項の暗証の変更については、貯金機、支払機、振込機（当組合および県内の提携組合に限ります。） <u>およびタブレット等</u> により届出ることができます。この場合、貯金機、支払機、振込機 <u>およびタブレット等</u> の画面表示等の操作手順に <u>したが</u> って貯金機、支払機、振込機にカードを所定の方法で挿入し、届出の暗証および変更後の暗証を正確に入力してください。この場合、前項にかかわらず、書面による届出は必要ありません。	(2) 前項の暗証の変更については、貯金機、支払機、振込機（当組合および県内の提携組合に限ります。）により届出ることができます。この場合、貯金機、支払機、振込機の画面表示等の操作手順に <u>従</u> って貯金機、支払機、振込機にカードを所定の方法で挿入し、届出の暗証および変更後の暗証を正確に入力してください。この場合、前項にかかわらず、書面による届出は必要ありません。	店頭に設置された営業店システムのタブレットにて、キャッシュカードの「暗証番号の変更」を行う対応を追記。	変更
新:13 旧:12	(3) 代理人カードの暗証については、本人のほか、本人があらかじめ届け出た代理人が変更することができます。ただし、代理人が代理人カードの暗証を変更する場合には、貯金機、支払機、振込機（当組合および県内の提携組合に限ります。）を使用するものとします。	(3) 代理人カードの暗証については、本人のほか、本人があらかじめ届け出た代理人が変更することができます。ただし、代理人が代理人カードの暗証を変更する場合には、貯金機、支払機、振込機（当組合および県内の提携組合に限ります。）を使用するものとします。		
新:13 旧:12	14_カードの再発行等	14._(カードの再発行等)_	「提携約款の作成・編集に関するガイドライン」にしたがい変更。	変更
新:13 旧:12	(1) カードの盗難、紛失等の場合およびカード利用中においてカード <u>IC</u> 損傷、カード変形、暗証相違回数オーバーによりカード利用不能となった場合のカードの再発行は、当組合所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。	(1) カードの盗難、紛失等の場合およびカード利用中においてカード <u>I C</u> 損傷、カード変形、暗証相違回数オーバーによりカード利用不能となった場合のカードの再発行は、当組合所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。	同上	変更
新:13 旧:13	(2) カードを再発行する場合には、当組合所定の再発行手数料をいただきます。	(2) カードを再発行する場合には、当組合所定の再発行手数料をいただきます。		
新:13 旧:13	15_貯金機、支払機、振込機への誤入力等	15._(貯金機、支払機、振込機への誤入力等)_	「提携約款の作成・編集に関するガイドライン」にしたがい変更。	変更
新:13 旧:13	16_解約、カードの利用停止等	16._(解約、カードの利用停止等)_	「提携約款の作成・編集に関するガイド	変更

Page	改正後	現行	備考	差異
			ライン」にしたがい変更。	
新:13 旧:13	(1) 貯金口座を解約する場合、カードの利用を取りやめる場合またはカードローン取引が終了した場合（ただし、 JA ローンカード（キャッシュカード）に限る。）、または当組合普通貯金規定（普通貯金無利息型(決済用)規定を含みます。以下、同じです。）、総合口座取引規定（総合口座（普通貯金無利息型）取引規定を含みます。以下、同じです。）、営農貯金規定または貯蓄貯金規定により、貯金口座が解約された場合には、そのカードを当店に返却いただくか、カードの IC 部分を切断のうえ破棄してください。	(1) 貯金口座を解約する場合、カードの利用を取りやめる場合またはカードローン取引が終了した場合（ただし、 JA ローンカード（キャッシュカード）に限る。）、または当組合普通貯金規定（普通貯金無利息型(決済用)規定を含みます。以下、同じです。）、総合口座取引規定（総合口座（普通貯金無利息型）取引規定を含みます。以下、同じです。）、営農貯金規定または貯蓄貯金規定により、貯金口座が解約された場合には、そのカードを当店に返却いただくか、カードの IC 部分を切断のうえ破棄してください。	同上	変更
新:13 旧:13	(2) カードの改ざん、不正使用など当組合がカードの利用を不適当と認めた場合、および暗証相違回数オーバーの場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、当組合から請求があり次第直ちにカードを当店に返却してください。	(2) カードの改ざん、不正使用など当組合がカードの利用を不適当と認めた場合、および暗証相違回数オーバーの場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、当組合から請求があり次第直ちにカードを当店に返却してください。		
新:13 旧:13	(3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当組合から請求があり次第直ちにカードを当店に返却してください。ただし、後記③の場合は、当組合の窓口において当組合所定の本人確認書類の提示を受け、当組合が本人であることを確認できたときに停止を解除します。	(3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当組合から請求があり次第直ちにカードを当店に返却してください。ただし、後記③の場合は、当組合の窓口において当組合所定の本人確認書類の提示を受け、当組合が本人であることを確認できたときに停止を解除します。		
新:13 旧:13	① 第17 条に定める規定に違反した場合	① 第 17 条 に定める規定に違反した場合		
新:13 旧:13	② 普通貯金規定、総合口座取引規定、営農貯金規定または貯蓄貯金規定により貯金口座の貯金取引が停止された場合	② 普通貯金規定、総合口座取引規定、営農貯金規定または貯蓄貯金規定により貯金口座の貯金取引が停止された場合		
新:14 旧:13	③ 貯金口座に関し、最終の入金または払戻しから当組合が別途表示する一定の期間が経過した場合	③ 貯金口座に関し、最終の入金または払戻しから当組合が別途表示する一定の期間が経過した場合		
新:14 旧:13	④ カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当組合が判断した場合	④ カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当組合が判断した場合		
新:14 旧:13				
新:14 旧:13	17 譲渡、質入れ等の禁止	17. (譲渡、質入れ等の禁止)	「提携約款の作成・編集に関するガイドライン」にしたがい変更。	変更
新:14 旧:13	18 規定の適用	18. (規定の適用)	「提携約款の作成・編集に関するガイドライン」にしたがい変更。	変更
新:14 旧:13	(1) この規定に定めのない事項については、当組合普通貯金規定、総合口座取引規定、営農貯金規定または貯蓄貯金規定、ならびに JA カードローン取引約定書、 JA カードローン利用規定（ただし、当組合と JA カードローン取引約定のある場合に限る。）および振込規定により取 り 扱います。	(1) この規定に定めのない事項については、当組合普通貯金規定、総合口座取引規定、営農貯金規定または貯蓄貯金規定、ならびに JA カードローン取引約定書、 JA カードローン利用規定（ただし、当組合と JA カードローン取引約定のある場合に限る。）および振込規定により取扱います。	同上	変更

Page	改正後	現行	備考	差異
新:14 旧:14	(2) この規定は民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。	(2) この規定は民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。		
新:14 旧:14	(3) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。	(3) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。		
新:14 旧:14	以 上	以 上		
新:14 旧:14	(令和7年4月1日現在)	(令和2年4月1日現在)		変更

Page	改正後	現行	備考	差異
新:15 旧:15	法人用 IC カード規定	法人用 I C カード規定	「法人用 IC カード規定」の改正内容は「提携約款の作成・編集に関するガイドライン」にしたがい表現を変更（文字の半角統一等）したものであり、内容の改正は無し。以下記載の変更・追加についても同様。	変更
新:15 旧:15	1 カードの利用	1. (カードの利用)		変更
新:15 旧:15	普通貯金（利息を付さない旨の約定のある普通貯金無利息型（決済用）を含みます。以下、同じです。）について発行した IC チップを搭載した IC キャッシュカード（以下、「カード」といいます。）は、当該貯金口座について、次の場合に利用することができます。	普通貯金（利息を付さない旨の約定のある普通貯金無利息型（決済用）を含みます。以下、同じです。）について発行した I C チップを搭載した I C キャッシュカード（以下、「カード」といいます。）は、当該貯金口座について、次の場合に利用することができます。		変更
新:15 旧:15	① 当組合および当組合が提携した県内の他の農業協同組合（以下、「提携組合」といいます。）の現金自動貯金機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「貯金機」といいます。）を使用して普通貯金に預入れをする場合（以下、この取引を単に「入金」といいます。）	① 当組合および当組合が提携した県内の他の農業協同組合（以下、「提携組合」といいます。）の現金自動貯金機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「貯金機」といいます。）を使用して普通貯金に預入れをする場合（以下、この取引を単に「入金」といいます。）		
新:15 旧:15	② 当組合および提携組合の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「支払機」といいます。）を使用して普通貯金の払戻しをする場合（以下、この取引を単に「払戻し」といいます。）	② 当組合および提携組合の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「支払機」といいます。）を使用して普通貯金の払戻しをする場合（以下、この取引を単に「払戻し」といいます。）		
新:15 旧:15	③ 当組合および提携組合の自動振込機（振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「振込機」といいます。）を使用して振込代り金を貯金口座からの振替により払戻し、振込の依頼をする場合	③ 当組合および提携組合の自動振込機（振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「振込機」といいます。）を使用して振込代り金を貯金口座からの振替により払戻し、振込の依頼をする場合		
新:15 旧:15	④ 当組合と所定の契約を締結し、かつ日本マルチペイメントネットワーク運営機構所定の収納機関規約を承認のうえ、運営機構に収納機関として登録された法人等	④ 当組合と所定の契約を締結し、かつ日本マルチペイメントネットワーク運営機構所定の収納機関規約を承認のうえ、運営機構に収納機関として登録された法人		

Page	改正後	現行	備考	差異
	（以下「マルチペイメント収納機関」といいます。）に対して、当組合の振込機を使用して振込代り金を貯金口座からの振替により払戻し、税金・各種料金の払込サービス（以下「Pay-easy（ペイジー）」といいます。）を利用する場合。また、当組合と同一都道府県内にある提携組合が所定の契約を締結したマルチペイメント収納機関に対して、当該提携組合の振込機を使用して振込代り金を貯金口座からの振替により払戻し、Pay-easy（ペイジー）を利用する場合	等（以下「マルチペイメント収納機関」といいます。）に対して、当組合の振込機を使用して振込代り金を貯金口座からの振替により払戻し、税金・各種料金の払込サービス（以下「Pay-easy（ペイジー）」といいます。）を利用する場合。また、当組合と同一都道府県内にある提携組合が所定の契約を締結したマルチペイメント収納機関に対して、当該提携組合の振込機を使用して振込代り金を貯金口座からの振替により払戻し、Pay-easy（ペイジー）を利用する場合		
新:15 旧:15	⑤ 当組合および提携組合の窓口で入金および払戻しを行う場合	⑤ 当組合および提携組合の窓口で入金および払戻しを行う場合		
新:15 旧:15	⑥ その他当組合所定の取引をする場合	⑥ その他当組合所定の取引をする場合		
新:15 旧:15	<u>2</u> 貯金機による入金	<u>2. (貯金機による入金)</u>		変更
新:15 旧:15	(1) 貯金機を使用して入金する場合には、貯金機の画面表示等の操作手順に <u>したが</u> って、貯金機にカードまたは通帳（当組合および提携組合に限ります。）を所定の方法で挿入し、現金を投入して操作してください。	(1) 貯金機を使用して入金する場合には、貯金機の画面表示等の操作手順に <u>従</u> って、貯金機にカードまたは通帳（当組合および提携組合に限ります。）を所定の方法で挿入し、現金を投入して操作してください。		変更
新:15 旧:15	(2) 貯金機による入金は、貯金機の機種により当組合および提携組合所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。また、 <u>1</u> 回あたりの入金は、当組合および提携組合所定の枚数による金額の範囲内とします。	(2) 貯金機による入金は、貯金機の機種により当組合および提携組合所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。また、 <u>1</u> 回あたりの入金は、当組合および提携組合所定の枚数による金額の範囲内とします。		変更
新:15 旧:15	<u>3</u> 支払機による払戻し	<u>3. (支払機による払戻し)</u>		変更
新:15 旧:15	(1) 支払機を使用して払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に <u>したが</u> って支払機にカードまたは通帳（当組合および提携組合に限ります。）を所定の方法で挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。	(1) 支払機を使用して払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に <u>従</u> って支払機にカードまたは通帳（当組合および提携組合に限ります。）を所定の方法で挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。		変更
新:16 旧:16	(2) 支払機による払戻しは、支払機の機種により当組合または提携組合所定の金額単位とし、 <u>1</u> 回あたりの払戻しは、当組合または提携組合の所定の金額の範囲内とします。なお、 <u>1</u> 日あたりの払戻しは当組合所定の金額の範囲内とします。	(2) 支払機による払戻しは、支払機の機種により当組合または提携組合所定の金額単位とし、 <u>1</u> 回あたりの払戻しは、当組合または提携組合の所定の金額の範囲内とします。なお、 <u>1</u> 日あたりの払戻しは当組合所定の金額の範囲内とします。		変更
新:16	(3) 支払機を使用して払戻しをする場合に、払戻請求金額と第 <u>6</u> 条第 <u>1</u> 項に規定す	(3) 支払機を使用して払戻しをする場合に、払戻請求金額と第 <u>6</u> 条第 <u>1</u> 項に規定す		変更

Page	改正後	現行	備考	差異
旧:16	る自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。	る自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。		
新:16 旧:16	<u>4</u> カードによる窓口での入金および払戻し	<u>4. (カードによる窓口での入金および払戻し)</u>		変更
新:16 旧:16	(1) カードによる窓口での入金の際は、当組合（提携組合の窓口の場合は、その提携組合）所定の入金票に届出の法人名、金額を記入のうえ、カードとともに提出してください。	(1) カードによる窓口での入金の際は、当組合（提携組合の窓口の場合は、その提携組合）所定の入金票に届出の法人名、金額を記入のうえ、カードとともに提出してください。		
新:16 旧:16	(2) カードによる窓口での払戻しの際は、当組合所定の払戻請求書に金額および届出の法人名を記入のうえ、カードとともに提出してください。	(2) カードによる窓口での払戻しの際は、当組合所定の払戻請求書に金額および届出の法人名を記入のうえ、カードとともに提出してください。		
新:16 旧:16	なお、提携組合の窓口での払戻しの際は、カードを提出し、その提携組合所定の手続きに <u>した</u> がってください。	なお、提携組合の窓口での払戻しの際は、カードを提出し、その提携組合所定の手続きに <u>従</u> ってください。		変更
新:16 旧:16	(3) カードによる窓口での入金、払戻しの際の <u>1</u> 回あたりの限度額は、当組合（提携組合の窓口の場合は、その提携組合）が定めるところによるものとします。	(3) カードによる窓口での入金、払戻しの際の <u>1</u> 回あたりの限度額は、当組合（提携組合の窓口の場合は、その提携組合）が定めるところによるものとします。		変更
新:16 旧:16	(4) 窓口でカードにより払戻す場合に、払戻請求金額と第 <u>6</u> 条第 <u>1</u> 項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額を超えるときは、その払戻しはできません。	(4) 窓口でカードにより払戻す場合に、払戻請求金額と第 <u>6</u> 条第 <u>1</u> 項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額を超えるときは、その払戻しはできません。		変更
新:16 旧:16	<u>5</u> 振込機による振込	<u>5. (振込機による振込)</u>		変更
新:16 旧:16	振込機を使用して振込代り金を貯金口座からの振替により払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に <u>した</u> がって、振込機にカードを所定の方法で挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における普通貯金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。	振込機を使用して振込代り金を貯金口座からの振替により払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に <u>従</u> って、振込機にカードを所定の方法で挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における普通貯金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。		変更
新:16 旧:16	<u>6</u> 自動機利用手数料等	<u>6. (自動機利用手数料等)</u>		変更
新:16 旧:16	(1) 貯金機を使用して入金する場合、貯金機、支払機または振込機を使用して払戻しをする場合（カードによる窓口での入金および払戻しを含みます。）には、当組合	(1) 貯金機を使用して入金する場合、貯金機、支払機または振込機を使用して払戻しをする場合（カードによる窓口での入金および払戻しを含みます。）には、当組		

Page	改正後	現行	備考	差異
	および提携組合所定の貯金機、支払機および振込機の利用に関する手数料（以下、「自動機利用手数料」といいます。）をいただきます。	合および提携組合所定の貯金機、支払機および振込機の利用に関する手数料（以下、「自動機利用手数料」といいます。）をいただきます。		
新:16 旧:16	(2) 自動機利用手数料は、入金および払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その入金および払戻しをした貯金口座から自動的に引落します。	(2) 自動機利用手数料は、入金および払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その入金および払戻しをした貯金口座から自動的に引落します。		
新:16 旧:16	(3) 振込手数料は、振込代り金の貯金口座からの払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その払戻しをした貯金口座から自動的に引落します。	(3) 振込手数料は、振込代り金の貯金口座からの払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その払戻しをした貯金口座から自動的に引落します。		
新:17 旧:17	<u>7</u> 代理人による入金・払戻しおよび振込	<u>7.</u> (代理人による入金・払戻しおよび振込)		変更
新:17 旧:17	(1) 代理人（ <u>1</u> 名に限ります。）による貯金の入金・払戻しおよび振込の依頼をする場合には、届出の法人から代理人の氏名、暗証を届出てください。この場合、当組合は代理人のためのカード（以下、「代理人カード」といいます。）を発行します。	(1) 代理人（ <u>1</u> 名に限ります。）による貯金の入金・払戻しおよび振込の依頼をする場合には、届出の法人から代理人の氏名、暗証を届出てください。この場合、当組合は代理人のためのカード（以下、「代理人カード」といいます。）を発行します。		変更
新:17 旧:17	(2) 代理人カードにより振込の依頼をする場合には、振込依頼人名は届出の法人名義となります。	(2) 代理人カードにより振込の依頼をする場合には、振込依頼人名は届出の法人名義となります。		
新:17 旧:17	(3) 代理人のカードの利用についても、この規定を適用します。	(3) 代理人のカードの利用についても、この規定を適用します。		
新:17 旧:17	<u>8</u> 貯金機・支払機・振込機故障時等の取 <u>り</u> 扱い	<u>8.</u> (貯金機・支払機・振込機故障時等の取扱い)		変更
新:17 旧:17	(1) 停電、故障等により貯金機による取 <u>り</u> 扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当組合および提携組合の窓口でカードにより入金をすることができます。	(1) 停電、故障等により貯金機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当組合および提携組合の窓口でカードにより入金をすることができます。		追加
新:17 旧:17	(2) 停電、故障等により当組合および提携組合の支払機による取 <u>り</u> 扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当組合が支払機故障等の取 <u>り</u> 扱いとして定めた金額を限度として当組合および提携組合の窓口でカードにより払戻すことができます。	(2) 停電、故障等により当組合および提携組合の支払機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当組合が支払機故障等の取扱いとして定めた金額を限度として当組合および提携組合の窓口でカードにより払戻すことができます。		追加
新:17 旧:17	(3) 前 <u>2</u> 項による入金および払戻しを行う場合には、第 <u>4</u> 条によるものとします。	(3) 前 <u>2</u> 項による入金および払戻しを行う場合には、第 <u>4</u> 条によるものとします。		変更
新:17 旧:17	(4) 停電、故障等により振込機による取 <u>り</u> 扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前 <u>2</u> 項によるほか振込依頼書を提出することにより振込を依頼することができます。	(4) 停電、故障等により振込機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前 <u>2</u> 項によるほか振込依頼書を提出することにより振込を依頼することができます。		変更

Page	改正後	現行	備考	差異
新:17 旧:17	9_カードによる入金・払戻し金額等の通帳記入	9._(カードによる入金・払戻し金額等の通帳記入)		変更
	カードにより入金した金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額、振込手数料金額の通帳記入は、通帳が当組合および提携組合の貯金機、振込機、支払機もしくは通帳記帳機で使用された場合または当組合本支店（所）および提携組合の窓口に提出された場合に行います。また、窓口でカードにより取 <u>り</u> 扱った場合にも同様とします。	カードにより入金した金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額、振込手数料金額の通帳記入は、通帳が当組合および提携組合の貯金機、振込機、支払機もしくは通帳記帳機で使用された場合または当組合本支店（所）および提携組合の窓口に提出された場合に行います。また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。		追加
新:17 旧:17	10_カード・暗証の管理等	10._(カード・暗証の管理等)		変更
新:17 旧:17	(1) 当組合は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードの電磁的または電子的情報が、当組合が交付したカードに関して登録されている電磁的または電子的情報と一致すること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当組合所定の方法により確認のうえ払戻しを行います。当組合の窓口においても同様にカードを確認し、入力された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ取 <u>り</u> 扱いをいたします。	(1) 当組合は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードの電磁的または電子的情報が、当組合が交付したカードに関して登録されている電磁的または電子的情報と一致すること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当組合所定の方法により確認のうえ払戻しを行います。当組合の窓口においても同様にカードを確認し、入力された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ取扱いをいたします。		追加
新:17 旧:17	(2) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに届出の法人から当組合に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる貯金の払戻し停止の措置を講じます。	(2) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに届出の法人から当組合に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる貯金の払戻し停止の措置を講じます。		
新:17 旧:17	(3) カードの盗難にあった場合には、当組合所定の届出書を当組合に提出してください。	(3) カードの盗難にあった場合には、当組合所定の届出書を当組合に提出してください。		
新:18 旧:18	11_偽造カード等による払戻し	11._(偽造カード等による払戻し)		変更

Page	改正後	現行	備考	差異
新:18 旧:18	12 __盗難カードによる払戻し	12. <u>(盗難カードによる払戻し)</u>		<u>変更</u>
新:18 旧:18	13 __カードの紛失、届出事項の変更等	13. <u>(カードの紛失、届出事項の変更等)</u>		<u>変更</u>
新:18 旧:18	(1) カードを紛失した場合または法人名、代表者名、代理人、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに当組合所定の方法により当組合に届出てください。	(1) カードを紛失した場合または法人名、代表者名、代理人、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに当組合所定の方法により当組合に届出てください。		
新:18 旧:18	(2) 前項の暗証の変更については、貯金機、支払機、振込機（当組合および提携組合に限ります。）により届出ることができます。この場合、貯金機、支払機、振込機の画面表示等の操作手順に <u>したが</u> って貯金機、支払機、振込機にカードを所定の方法で挿入し、届出の暗証および変更後の暗証を正確に入力してください。この場合、前項にかかわらず、書面による届出は必要ありません。	(2) 前項の暗証の変更については、貯金機、支払機、振込機（当組合および提携組合に限ります。）により届出ることができます。この場合、貯金機、支払機、振込機の画面表示等の操作手順に <u>従</u> って貯金機、支払機、振込機にカードを所定の方法で挿入し、届出の暗証および変更後の暗証を正確に入力してください。この場合、前項にかかわらず、書面による届出は必要ありません。		<u>変更</u>
新:18 旧:18	(3) 代理人カードの暗証については、届出の法人のほか、届出の法人があらかじめ届け出た代理人が変更することができます。ただし、代理人が代理人カードの暗証を変更する場合には、貯金機、支払機、振込機（当組合および提携組合に限ります。）を使用するものとします。	(3) 代理人カードの暗証については、届出の法人のほか、届出の法人があらかじめ届け出た代理人が変更することができます。ただし、代理人が代理人カードの暗証を変更する場合には、貯金機、支払機、振込機（当組合および提携組合に限りま す。）を使用するものとします。		
新:18 旧:18	14 __カードの再発行等	14. <u>(カードの再発行等)</u>		<u>変更</u>
新:18 旧:18	(1) カードの盗難、紛失等の場合およびカード利用中においてカード <u>IC</u> 損傷、カード変形、暗証相違回数オーバーによりカード利用不能となった場合のカードの再発行は、当組合所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。	(1) カードの盗難、紛失等の場合およびカード利用中においてカード <u>IC</u> 損傷、カード変形、暗証相違回数オーバーによりカード利用不能となった場合のカードの再発行は、当組合所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。		<u>変更</u>
新:18 旧:18	(2) カードを再発行する場合には、当組合所定の再発行手数料をいただきます。	(2) カードを再発行する場合には、当組合所定の再発行手数料をいただきます。		
新:18 旧:18	15 __貯金機、支払機、振込機への誤入力等	15. <u>(貯金機、支払機、振込機への誤入力等)</u>		<u>変更</u>

Page	改正後	現行	備考	差異
新:18 旧:18	16_解約、カードの利用停止等	16. <u>(</u> 解約、カードの利用停止等 <u>)</u>		<u>変更</u>
新:18 旧:18	(1) 貯金口座を解約する場合、カードの利用を取りやめる場合、または当組合普通貯金規定（普通貯金無利息型(決済用)規定を含みます。以下、同じです。）により、貯金口座が解約された場合には、そのカードを当店に返却いただくか、本カードの <u>IC</u> 部分を切断のうえ破棄してください。	(1) 貯金口座を解約する場合、カードの利用を取りやめる場合、または当組合普通貯金規定（普通貯金無利息型(決済用)規定を含みます。以下、同じです。）により、貯金口座が解約された場合には、そのカードを当店に返却いただくか、本カードの <u>I C</u> 部分を切断のうえ破棄してください。		<u>変更</u>
新:19 旧:18	(2) カードの改ざん、不正使用など当組合がカードの利用を不適当と認めた場合、および暗証相違回数オーバーの場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、当組合から請求があり次第直ちにカードを当店に返却してください。	(2) カードの改ざん、不正使用など当組合がカードの利用を不適当と認めた場合、および暗証相違回数オーバーの場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、当組合から請求があり次第直ちにカードを当店に返却してください。		
新:19 旧:19	(3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当組合から請求があり次第直ちにカードを当店に返却してください。ただし、後記③の場合は、当組合の窓口において当組合所定の本人確認書類の提示を受け、当組合が届出の法人であることを確認できたときに停止を解除します。	(3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当組合から請求があり次第直ちにカードを当店に返却してください。ただし、後記③の場合は、当組合の窓口において当組合所定の本人確認書類の提示を受け、当組合が届出の法人であることを確認できたときに停止を解除します。		
新:19 旧:19	① 第 17 条に定める規定に違反した場合	① 第 17 条に定める規定に違反した場合		
新:19 旧:19	② 普通貯金規定により貯金口座の貯金取引が停止された場合	② 普通貯金規定により貯金口座の貯金取引が停止された場合		
新:19 旧:19	③ 貯金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当組合が別途表示する一定の期間が経過した場合	③ 貯金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当組合が別途表示する一定の期間が経過した場合		
新:19 旧:19	④ カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当組合が判断した場合	④ カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当組合が判断した場合		
新:19 旧:19	17_ <u>譲渡</u> 、質入れ等の禁止	17. <u>(</u> 譲渡、質入れ等の禁止 <u>)</u>		<u>変更</u>
新:19 旧:19	18_ <u>規定</u> の適用	18. <u>(</u> 規定の適用 <u>)</u>		<u>変更</u>
新:19 旧:19	(1) この規定に定めのない事項については、当組合普通貯金規定および振込規定により取 <u>り</u> 扱います。	(1) この規定に定めのない事項については、当組合普通貯金規定および振込規定により取扱います。		<u>追加</u>

Page	改正後	現行	備考	差異
新:19 旧:19	(2) この規定は民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。	(2) この規定は民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。		
新:19 旧:19	(3) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。	(3) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。		
新:19 旧:19	以 上	以 上		
新:19 旧:19	(令和7年4月1日 現在)	(令和2年4月1日 現在)		変更

Page	改正後	現行	備考	差異
新:20 旧:20	JA カード（一体型）規定	JA カード（一体型）規定	「JAカード（一体型）規定」の改正内容は「提携約款の作成・編集に関するガイドライン」にしたがい表現を変更（文字の半角統一等）したものであり、内容の改正は無し。以下記載の変更・追加についても同様。	変更
新:20 旧:20	1 JA カード（一体型）	1.（JAカード（一体型））		変更
新:20 旧:20	(1) JA カード（一体型）とは、当組合の IC キャッシュカード（ただし「 IC カード規定」所定の代理人カードは除くものとします。）としての機能（「 IC カード規定」および「デビットカード取引規定」により定められた機能をいい、以下、「 IC キャッシュカード機能」といいます。）と、三菱 UFJ ニコス株式会社（以下、「当社」といいます。）のクレジットカードとしての機能（「 JA カード（一体型）会員規約」により定められた機能をいい、以下、「クレジットカード機能」といいます。）を一体化し、双方の機能を1枚で提供するカードのことをいうものとします。なお、 JA カード（一体型）のカード券面には「JA CARD」と表示する他、氏名（ローマ字表示）、クレジットカードの会員番号、有効期限および IC キャッシュカードの貯金口座番号等が表示されるものとします。	(1) JA カード（一体型）とは、当組合の IC キャッシュカード（ただし「 IC カード規定」所定の代理人カードは除くものとします。）としての機能（「 IC カード規定」および「デビットカード取引規定」により定められた機能をいい、以下、「 IC キャッシュカード機能」といいます。）と、三菱 UFJ ニコス株式会社（以下、「当社」といいます。）のクレジットカードとしての機能（「 JA カード（一体型）会員規約」により定められた機能をいい、以下、「クレジットカード機能」といいます。）を一体化し、双方の機能を1枚で提供するカードのことをいうものとします。なお、 JA カード（一体型）のカード券面には「JA CARD」と表示する他、氏名（ローマ字表示）、クレジットカードの会員番号、有効期限および IC キャッシュカードの貯金口座番号等が表示されるものとします。	なお、「JA CARD」については固有名詞のため、全角で表記。	変更
新:20 旧:20	(2) JA カード（一体型）は、「普通貯金規定」、「普通貯金無利息型（決済用）規定」「総合口座取引規定」、「総合口座（普通貯金無利息型）取引規定」、「営農貯金規定」のうち JA カード（一体型）のクレジットカード機能の利用代金を決済する口座に関連する規定（以下、「関連規定」といいます。）、「 IC カード規定」、「デビットカード取引規定」、「 JA カード（一体型）会員規約」および「 JA カード（一体型）規定」（以下、「本規定」といいます。）を承認のうえ、当組合および当社所定の方法にて入会を申し込み、当組合および当社が認めた者（以下、「利用者」といいます。）に対し、 1 枚のみ発行されるものとします。	(2) JA カード（一体型）は、「普通貯金規定」、「普通貯金無利息型（決済用）規定」「総合口座取引規定」、「総合口座（普通貯金無利息型）取引規定」、「営農貯金規定」のうち JA カード（一体型）のクレジットカード機能の利用代金を決済する口座に関連する規定（以下、「関連規定」といいます。）、「 IC カード規定」、「デビットカード取引規定」、「 JA カード（一体型）会員規約」および「 JA カード（一体型）規定」（以下、「本規定」といいます。）を承認のうえ、当組合および当社所定の方法にて入会を申し込み、当組合および当社が認めた者（以下、「利用者」といいます。）に対し、 1 枚のみ発行されるものとします。		変更
新:20 旧:20	(3) JA カード（一体型）のクレジットカード機能の利用代金を決済する口座は、当該 JA カード（一体型）の貯金口座とするものとします。	(3) JA カード（一体型）のクレジットカード機能の利用代金を決済する口座は、当該 JA カード（一体型）の貯金口座とするものとします。		変更
新:20 旧:20	2 JA カード（一体型）の貸与および譲渡等の禁止	2.（JAカード（一体型）の貸与および譲渡等の禁止）		変更
新:20	(1) JA カード（一体型）の所有権は、当組合および当社に帰属するものとし、利用	(1) JA カード（一体型）の所有権は、当組合および当社に帰属するものとし、利用		変更

Page	改正後	現行	備考	差異
旧:20	者に貸与されるものとします。	者に貸与されるものとします。		
新:20 旧:20	(2) 利用者は、 JA カード（一体型）の使用と管理を善良なる管理者の注意をもって行うものとし、 JA カード（一体型）を第三者に貸与、質入れ、譲渡等その占有を第三者に移転することは一切できません。	(2) 利用者は、 JA カード（一体型）の使用と管理を善良なる管理者の注意をもって行うものとし、 JA カード（一体型）を第三者に貸与、質入れ、譲渡等その占有を第三者に移転することは一切できません。		変更
新:20 旧:20	(3) 利用者は、 JA カード（一体型）を貸与されたときは直ちに当該カードの所定の署名欄に自署するものとします。	(3) 利用者は、 JA カード（一体型）を貸与されたときは直ちに当該カードの所定の署名欄に自署するものとします。		変更
新:20 旧:21	3 JA カード（一体型）の取り扱い	3. (JA カード（一体型）の取り扱い)		変更
新:21 旧:21	(1) 利用者は、貯金の預入れ・払戻し・振込・現金の借受または残高照会等の取り引きが可能な機器（以下、「自動機」といいます。）において JA カード（一体型）を利用する場合は、 JA カード（一体型）表面に記載されているカード挿入方向の指示に したが って、 IC キャッシュカード機能とクレジットカード機能を使い分けするものとします。	(1) 利用者は、貯金の預入れ・払戻し・振込・現金の借受または残高照会等の取り引きが可能な機器（以下、「自動機」といいます。）において JA カード（一体型）を利用する場合は、 JA カード（一体型）表面に記載されているカード挿入方向の指示に 従 って、 IC キャッシュカード機能とクレジットカード機能を使い分けするものとします。		変更
新:21 旧:21	(2) 利用者が、 JA カード（一体型）のデビットカードとしての機能（「デビットカード取引規定」により定められた機能をいいます。）およびクレジットカード機能の両機能を使用できる加盟店において JA カード（一体型）を利用してショッピングを行う場合には、 JA カード（一体型）提示の際に、いずれの機能を利用するかについて、当該加盟店に申告するものとします。	(2) 利用者が、 JA カード（一体型）のデビットカードとしての機能（「デビットカード取引規定」により定められた機能をいいます。）およびクレジットカード機能の両機能を使用できる加盟店において JA カード（一体型）を利用してショッピングを行う場合には、 JA カード（一体型）提示の際に、いずれの機能を利用するかについて、当該加盟店に申告するものとします。		変更
新:21 旧:21	(3) 第1項および第 2 項において利用者の過失により使用方法を錯誤した場合に生じる不利益・損害については、利用者の負担とし、また利用者は、利用者の過失により使用方法を錯誤した場合の取り引きに基づく債務についての支払義務を免れないものとします。	(3) 第1項および第 2 項において利用者の過失により使用方法を錯誤した場合に生じる不利益・損害については、利用者の負担とし、また利用者は、利用者の過失により使用方法を錯誤した場合の取り引きに基づく債務についての支払義務を免れないものとします。		変更
新:21 旧:21	4 有効期限	4. (有効期限)		変更
新:21 旧:21	(1) JA カード（一体型）におけるクレジットカード機能の有効期限（以下、「有効期限」といいます。）は当社が指定するものとし、 JA カード（一体型）表面に表示した月の末日までとします。	(1) JA カード（一体型）におけるクレジットカード機能の有効期限（以下、「有効期限」といいます。）は当社が指定するものとし、 JA カード（一体型）表面に表示した月の末日までとします。		変更
新:21 旧:21	(2) 有効期限までにクレジットカード機能退会の申し出がない利用者で、かつ、当社が引き続き利用者として承認する場合、有効期限を更新した新たな JA カード（一体型）（以下、「新カード」といいます。）が発行・貸与されるものとします。	(2) 有効期限までにクレジットカード機能退会の申し出がない利用者で、かつ、当社が引き続き利用者として承認する場合、有効期限を更新した新たな JA カード（一体型）（以下、「新カード」といいます。）が発行・貸与されるものとします。		変更
新:21 旧:21	(3) 当社がクレジットカード機能の提供を承認しなかった場合には、当組合が「 IC カード規定」および「デビットカード取引規定」により発行される IC キャッシュカード（以下、「 IC キャッシュカード」といいます。）を発行し貸与するものとします。	(3) 当社がクレジットカード機能の提供を承認しなかった場合には、当組合が「 IC カード規定」および「デビットカード取引規定」により発行される IC キャッシュカード（以下、「 IC キャッシュカード」といいます。）を発行し貸与するものとします。		変更

Page	改正後	現行	備考	差異
新:21 旧:21	(4) 第 2 項で利用者が新カードの交付を受けた場合は、新カードを初めて自動機に挿入して貯金の預入れ・払戻し・振込・現金の借受または残高照会等を行った時点、あるいはデビットカードとしての機能を使用した時点で、それまでご利用中の JA カード（一体型）（以下、「旧カード」といいます。）の使用ができなくなります。また、新カードを使用しない場合でも、旧カードは当該カードに印字されている有効期限後に、当該カードの使用ができなくなります。	(4) 第 2 項で利用者が新カードの交付を受けた場合は、新カードを初めて自動機に挿入して貯金の預入れ・払戻し・振込・現金の借受または残高照会等を行った時点、あるいはデビットカードとしての機能を使用した時点で、それまでご利用中の JA カード（一体型）（以下、「旧カード」といいます。）の使用ができなくなります。また、新カードを使用しない場合でも、旧カードは当該カードに印字されている有効期限後に、当該カードの使用ができなくなります。		変更
新:21 旧:21	(5) 第 4 項により使用できなくなった旧カードは利用者が責任をもって破棄するものとします。なお、旧カードを破棄しなかったことにより生じた不利益・損害等については、当組合および当社は責任を負わないものとします。	(5) 第 4 項により使用できなくなった旧カードは利用者が責任をもって破棄するものとします。なお、旧カードを破棄しなかったことにより生じた不利益・損害等については、当組合および当社は責任を負わないものとします。		変更
新:21 旧:22	5 JA カード（一体型）の盗難・紛失の場合の責任と損害の負担	5.（JAカード（一体型）の盗難・紛失の場合の責任と損害の負担）		変更
新:22 旧:22	(1) 万一利用者が、 JA カード（一体型）を盗難、詐取もしくは横領（以下、「盗難」といいます。）され、または紛失した場合は、速やかに当組合および当社それぞれに電話等により届出のうえ、最寄りの警察署へお届けいただくものとします。	(1) 万一利用者が、 JA カード（一体型）を盗難、詐取もしくは横領（以下、「盗難」といいます。）され、または紛失した場合は、速やかに当組合および当社それぞれに電話等により届出のうえ、最寄りの警察署へお届けいただくものとします。		変更
新:22 旧:22	(2) 盗難・紛失の通知を当組合が受けた場合には、当組合が IC キャッシュカード機能を停止するものとします。また、盗難・紛失の通知を当社が受けた場合には、当社がクレジットカード機能を停止するものとします。	(2) 盗難・紛失の通知を当組合が受けた場合には、当組合が IC キャッシュカード機能を停止するものとします。また、盗難・紛失の通知を当社が受けた場合には、当社がクレジットカード機能を停止するものとします。		変更
新:22 旧:22	(3) 第 2 項にかかわらず、当組合および当社のいずれかに通知があった場合は、任意に当組合が IC キャッシュカード機能を、当社がクレジットカード機能をそれぞれ停止することができます。これに伴う不利益・損害等については、当組合および当社は責任を負わないものとします。	(3) 第 2 項にかかわらず、当組合および当社のいずれかに通知があった場合は、任意に当組合が IC キャッシュカード機能を、当社がクレジットカード機能をそれぞれ停止することができます。これに伴う不利益・損害等については、当組合および当社は責任を負わないものとします。		変更
新:22 旧:22	(4) 利用者は、 JA カード（一体型）が盗難・紛失にあった場合には、第 1 項の通知の他、当組合に所定の書面により届出を行わなければなりません。	(4) 利用者は、 JA カード（一体型）が盗難・紛失にあった場合には、第 1 項の通知の他、当組合に所定の書面により届出を行わなければなりません。		変更
新:22 旧:22	(5) 盗難・紛失により被る損害については、 IC キャッシュカード機能に関わる損害については「 IC カード規定」が、クレジットカード機能に関わる損害については「 JA カード（一体型）会員規約」がそれぞれ適用されるものとします。	(5) 盗難・紛失により被る損害については、 IC キャッシュカード機能に関わる損害については「 IC カード規定」が、クレジットカード機能に関わる損害については「 JA カード（一体型）会員規約」がそれぞれ適用されるものとします。		変更
新:22 旧:22	6 届出事項の変更	6.（届出事項の変更）		変更
新:22 旧:22	(1) 利用者が届け出た氏名、勤務先、住所等に変更があった場合、もしくは JA カード（一体型）の決済口座の変更を希望する場合には、利用者はただちに当組合あて所定の届出用紙により手続きをしていただきます。利用者が届け出た変更事項は当組合から当社へ送付し、これをもって「 JA カード（一体型）会員規約」に定める届出があったものとします。	(1) 利用者が届け出た氏名、勤務先、住所等に変更があった場合、もしくは JA カード（一体型）の決済口座の変更を希望する場合には、利用者はただちに当組合あて所定の届出用紙により手続きをしていただきます。利用者が届け出た変更事項は当組合から当社へ送付し、これをもって「 JA カード（一体型）会員規約」に定める届出があったものとします。		変更

Page	改正後	現行	備考	差異
新:22 旧:22	(2) JA カード（一体型）の IC キャッシュカード機能にかかる暗証番号を変更する場合には、利用者は当組合に所定の手続きを行うものとします。また、クレジットカード機能にかかる暗証番号を変更する場合には、利用者は当社に所定の書面により届出を行うものとします。	(2) JA カード（一体型）の IC キャッシュカード機能にかかる暗証番号を変更する場合には、利用者は当組合に所定の手続きを行うものとします。また、クレジットカード機能にかかる暗証番号を変更する場合には、利用者は当社に所定の書面により届出を行うものとします。		変更
新:22 旧:22	(3) 第1項のうち氏名に変更があった場合、もしくは JA カード（一体型）の決済口座の変更を希望する場合には、第10条所定の再発行手続きがとられるものとします。	(3) 第1項のうち氏名に変更があった場合、もしくは JA カード（一体型）の決済口座の変更を希望する場合には、第10条所定の再発行手続きがとられるものとします。		変更
新:22 旧:22	(4) 第2項のうち、クレジットカード機能にかかる暗証番号を変更する場合は、第10条所定の再発行手続きがとられるものとします。	(4) 第2項のうち、クレジットカード機能にかかる暗証番号を変更する場合は、第10条所定の再発行手続きがとられるものとします。		変更
新:22 旧:22	7. JA カード（一体型）の機能分離等	7.（JAカード（一体型）の機能分離等）		変更
新:22 旧:22	(1) 利用者は、 JA カード（一体型）について次のことを行う場合には、当組合あて所定の届出用紙により申込または届出を行うものとします。利用者が提出した届出については、当組合から当社に送付し、これをもって本項に定める申込または届出があったものとします。なお、この場合、 JA カード（一体型）を分離するか、 JA カード（一体型）の機能のいずれか一方または双方が利用できなくなる場合があります。	(1) 利用者は、 JA カード（一体型）について次のことを行う場合には、当組合あて所定の届出用紙により申込または届出を行うものとします。利用者が提出した届出については、当組合から当社に送付し、これをもって本項に定める申込または届出があったものとします。なお、この場合、 JA カード（一体型）を分離するか、 JA カード（一体型）の機能のいずれか一方または双方が利用できなくなる場合があります。		変更
新:23 旧:23	① JA カード（一体型）の IC キャッシュカード機能とクレジットカード機能を分離し、 IC キャッシュカードと「N I C O Sカード会員規約、 JA カード会員特約、 JA カード「個人情報の取 り 扱いに関する特約」、ロードアシスタンスサービス規定」により定められたクレジットカード機能のみを有する JA カード（以下、「 JA カード」といいます。）それぞれの発行を希望する場合	① JA カード（一体型）の IC キャッシュカード機能とクレジットカード機能を分離し、 IC キャッシュカードと「N I C O Sカード会員規約、 JA カード会員特約、 JA カード「個人情報の取扱いに関する特約」、ロードアシスタンスサービス規定」により定められたクレジットカード機能のみを有する JA カード（以下、「 JA カード」といいます。）それぞれの発行を希望する場合		変更
新:23 旧:23	② JA カード（一体型）の IC キャッシュカード機能の利用を取りやめ、 JA カードのみ発行を希望する場合	② JA カード（一体型）の IC キャッシュカード機能の利用を取りやめ、 JA カードのみ発行を希望する場合		変更
新:23 旧:23	③ JA カード（一体型）のクレジットカード機能の利用を取りやめ、キャッシュカードのみ発行を希望する場合	③ JA カード（一体型）のクレジットカード機能の利用を取りやめ、キャッシュカードのみ発行を希望する場合		変更
新:23 旧:23	④ JA カード（一体型）の IC キャッシュカード機能とクレジットカード機能の両方の利用を取りやめる場合	④ JA カード（一体型）の IC キャッシュカード機能とクレジットカード機能の両方の利用を取りやめる場合		変更
新:23 旧:23	⑤決済口座を、当組合以外の JA カード（一体型）を扱う組合または連合会の口座に変更する場合	⑤決済口座を、当組合以外の JA カード（一体型）を扱う組合または連合会の口座に変更する場合		変更
新:23 旧:23	⑥決済口座を、 JA カード（一体型）を扱わない他の金融機関の口座に変更する場合	⑥決済口座を、 JA カード（一体型）を扱わない他の金融機関の口座に変更する場合		変更
新:23 旧:23	⑦決済口座を解約する場合	⑦決済口座を解約する場合		
新:23	(2) 第1項のうち、②、④、⑦の場合は、当該 JA カード（一体型）は当組合に提出	(2) 第1項のうち、②、④、⑦の場合は、当該 JA カード（一体型）は当組合に提出す		変更

Page	改正後	現行	備考	差異
旧:23	するものとし、②の場合に、新たに JA カードが交付されるまでの間、利用者はクレジットカード機能を利用できなくなりますが、これに伴う不利益・損害等については、当組合および当社は責任を負わないものとします。	るものとし、②の場合に、新たに JA カードが交付されるまでの間、利用者はクレジットカード機能を利用できなくなりますが、これに伴う不利益・損害等については、当組合および当社は責任を負わないものとします。		
新:23 旧:23	(3) 第 1 項のうち、①、③、⑤、⑥については、 IC キャッシュカードを発行し貸与するものとします。	(3) 第 1 項のうち、①、③、⑤、⑥については、 IC キャッシュカードを発行し貸与するものとします。		変更
新:23 旧:23	(4) 第 1 項のうち、①、②、⑥、⑦については、利用者が当社所定の方法により、 JA カードの発行の申込をし、当社が審査のうえ承認した場合には、 JA カードを発行し貸与するものとします。	(4) 第 1 項のうち、①、②、⑥、⑦については、利用者が当社所定の方法により、 JA カードの発行の申込をし、当社が審査のうえ承認した場合には、 JA カードを発行し貸与するものとします。		変更
新:23 旧:23	8 JA カード（一体型）の種別変更等	8.（JAカード（一体型）の種別変更等）		変更
新:23 旧:23	(1) 利用者は、 JA カード（一体型）のクレジットカード機能のうち、種別の変更を希望する場合には、当組合あて所定の届出用紙により申込を行うものとします。利用者が提出した届出の全部または一部については、当組合から当社に送付し、これをもって種別の変更の申込が当社にあったものとします。	(1) 利用者は、 JA カード（一体型）のクレジットカード機能のうち、種別の変更を希望する場合には、当組合あて所定の届出用紙により申込を行うものとします。利用者が提出した届出の全部または一部については、当組合から当社に送付し、これをもって種別の変更の申込が当社にあったものとします。		変更
新:23 旧:23	(2) 第 1 項により新たに JA カード（一体型）が交付されることで、使用できなくなった旧カードは利用者が責任をもって破棄するものとします。なお、旧カードを破棄しなかったことにより生じた不利益・損害等については、当組合および当社は責任を負わないものとします。	(2) 第 1 項により新たに JA カード（一体型）が交付されることで、使用できなくなった旧カードは利用者が責任をもって破棄するものとします。なお、旧カードを破棄しなかったことにより生じた不利益・損害等については、当組合および当社は責任を負わないものとします。		変更
新:23 旧:24	9 クレジットカード機能の利用停止等と返却	9.（クレジットカード機能の利用停止等と返却）		変更
新:23 旧:24	(1) 利用者が「本規定」もしくは「 JA カード（一体型）会員規約」に違反した場合、その他当社が利用者として不適当と認めた場合は、当社は、何らの通知、催告せずしてクレジットカード機能の利用停止または会員資格を取り消すことができるものとします。	(1) 利用者が「本規定」もしくは「 JA カード（一体型）会員規約」に違反した場合、その他当社が利用者として不適当と認めた場合は、当社は、何らの通知、催告せずしてクレジットカード機能の利用停止または会員資格を取り消すことができるものとします。		変更
新:23 旧:24	(2) 当社が第 1 項により会員資格の取り消しを行った場合には、利用者は JA カード（一体型）をただちに当社の指示する方法に従い当社に返却するものとし、 JA カード（一体型）を当社に返却後に、当組合は IC キャッシュカード等当組合所定のカードを発行し貸与するものとします。	(2) 当社が第 1 項により会員資格の取り消しを行った場合には、利用者は JA カード（一体型）をただちに当社の指示する方法に従い当社に返却するものとし、 JA カード（一体型）を当社に返却後に、当組合は IC キャッシュカード等当組合所定のカードを発行し貸与するものとします。		変更
新:23 旧:24	(3) 第 2 項の場合、新たに IC キャッシュカードが交付されるまでの間、利用者は IC キャッシュカード機能を利用できなくなりますが、これに伴う不利益・損害等については、当組合および当社は責任を負わないものとします。	(3) 第 2 項の場合、新たに IC キャッシュカードが交付されるまでの間、利用者は IC キャッシュカード機能を利用できなくなりますが、これに伴う不利益・損害等については、当組合および当社は責任を負わないものとします。		変更
新:24 旧:24	(4) 会員資格の取り消しを行った場合には、当組合および当社はそれぞれの判断で利用者に事情の通知・催告等を行うことなく当組合および当社の現金自動支払機や当社の加盟店等を通じて、 JA カード（一体型）を回収することができるものと	(4) 会員資格の取り消しを行った場合には、当組合および当社はそれぞれの判断で利用者に事情の通知・催告等を行うことなく当組合および当社の現金自動支払機や当社の加盟店等を通じて、 JA カード（一体型）を回収することができるものとしま		変更

Page	改正後	現行	備考	差異
	します。利用者は当組合、または当社のどちらか一方からカード回収の要求があったときには、異議なくこれに応じるものとします。	す。利用者は当組合、または当社のどちらか一方からカード回収の要求があったときには、異議なくこれに応じるものとします。		
新:24 旧:24	10__カードの再発行等	10._(カードの再発行等)		変更
新:24 旧:24	(1) JAカード（一体型）の再発行もしくは第5条、第6条第3項および第4項による再発行を申し込むときは、当組合あて所定の届出用紙を提出するものとします。利用者が提出した届出については、当組合から当社に送付し、これをもって本項および「JAカード（一体型）会員規約」に定める届出があったものとします。	(1) JAカード（一体型）の再発行もしくは第5条、第6条第3項および第4項による再発行を申し込むときは、当組合あて所定の届出用紙を提出するものとします。利用者が提出した届出については、当組合から当社に送付し、これをもって本項および「JAカード（一体型）会員規約」に定める届出があったものとします。		変更
新:24 旧:24	(2) 当組合および当社が、第1項に定めるカードの再発行に応じるときは、当組合および当社が所定の手続きをした後に再発行します。	(2) 当組合および当社が、第1項に定めるカードの再発行に応じるときは、当組合および当社が所定の手続きをした後に再発行します。		変更
新:24 旧:24	(3) 第1項によりカードが再発行される場合には、利用者は当組合および当社所定の再発行手数料請求があった場合は、当該請求金額を支払うものとします。	(3) 第1項によりカードが再発行される場合には、利用者は当組合および当社所定の再発行手数料請求があった場合は、当該請求金額を支払うものとします。		変更
新:24 旧:24	11__店舗統廃合	11._(店舗統廃合)		変更
新:24 旧:24	(1) 当組合が店舗統廃合を行った場合には、新たに JAカード（一体型）もしくは ICキャッシュカード（以下、「店舗統廃合に伴う新カード」といいます。）を発行し貸与することがあります。	(1) 当組合が店舗統廃合を行った場合には、新たに JAカード（一体型）もしくは ICキャッシュカード（以下、「店舗統廃合に伴う新カード」といいます。）を発行し貸与することがあります。		変更
新:24 旧:24	(2) 第1項で利用者が店舗統廃合に伴う新カードの交付を受けた場合は、これらのカードを初めて自動機に挿入して貯金の預入れ・払戻し・振込・現金の借受または残高照会等を行った時点、あるいはデビットカードとしての機能を使用した時点で、それまでご利用中の旧カードの使用ができなくなります。また、店舗統廃合に伴う新カードを使用しない場合でも、旧カードは当該カードに印字されている有効期限後に、当該カードの使用ができなくなります。	(2) 第1項で利用者が店舗統廃合に伴う新カードの交付を受けた場合は、これらのカードを初めて自動機に挿入して貯金の預入れ・払戻し・振込・現金の借受または残高照会等を行った時点、あるいはデビットカードとしての機能を使用した時点で、それまでご利用中の旧カードの使用ができなくなります。また、店舗統廃合に伴う新カードを使用しない場合でも、旧カードは当該カードに印字されている有効期限後に、当該カードの使用ができなくなります。		変更
新:24 旧:24	(3) 第2項により使用できなくなった旧カードは利用者が責任をもって破棄するものとします。なお、旧カードを破棄しなかったことにより生じた不利益・損害等については、当組合および当社は責任を負わないものとします。	(3) 第2項により使用できなくなった旧カードは利用者が責任をもって破棄するものとします。なお、旧カードを破棄しなかったことにより生じた不利益・損害等については、当組合および当社は責任を負わないものとします。		変更
新:24 旧:25	12__情報の管理および同意	12._(情報の管理および同意)		変更
新:25 旧:25	(1) 利用者は、JAカード（一体型）の発行に関する業務上必要な範囲で、当組合および当社が業務を委託する第三者に対し、JAカード（一体型）に表示または記録される当該利用者に関する情報の預託がなされることについて、あらかじめ同意するものとします。	(1) 利用者は、JAカード（一体型）の発行に関する業務上必要な範囲で、当組合および当社が業務を委託する第三者に対し、JAカード（一体型）に表示または記録される当該利用者に関する情報の預託がなされることについて、あらかじめ同意するものとします。		変更
新:25 旧:25	(2) 利用者は、JAカード（一体型）の発行、管理等業務遂行上必要な範囲で、当組合および当社で当該利用者の属性情報（当該利用者が当組合および当社に対し JA	(2) 利用者は、JAカード（一体型）の発行、管理等業務遂行上必要な範囲で、当組合および当社で当該利用者の属性情報（当該利用者が当組合および当社に対し JAカ		変更

Page	改正後	現行	備考	差異
	カード（一体型）申込時に申込書等により届け出た情報および第6条に基づいて届け出た情報をさすものとします。）、JAカード（一体型）の機能の全部または一部の利用の可否の判断に関わる当該利用者の情報（第4条、第5条、第7条、第8条、第9条、第10条第2項記載の事項、関連規定、「ICカード規定」、「デビットカード取引規定」または「JAカード（一体型）会員規約」に違反した事実等）の共有がなされることについて、あらかじめ同意するものとします。	ード（一体型）申込時に申込書等により届け出た情報および第6条に基づいて届け出た情報をさすものとします。）、JAカード（一体型）の機能の全部または一部の利用の可否の判断に関わる当該利用者の情報（第4条、第5条、第7条、第8条、第9条、第10条第2項記載の事項、関連規定、「ICカード規定」、「デビットカード取引規定」または「JAカード（一体型）会員規約」に違反した事実等）の共有がなされることについて、あらかじめ同意するものとします。		
新:25 旧:25	(3) 当組合、当社および業務を委託する第三者は、利用者情報に関するプライバシー保護について十分注意を払うものとします。	(3) 当組合、当社および業務を委託する第三者は、利用者情報に関するプライバシー保護について十分注意を払うものとします。		
新:25 旧:25	13__規約および規定の準用	13.__(規約および規定の準用)		変更
新:25 旧:25	「本規定」に特段の定めがない場合は、JAカード（一体型）のICキャッシュカード機能については関連規定、「ICカード規定」、「デビットカード取引規定」を、クレジットカード機能については「JAカード（一体型）会員規約」を準用するものとします。	「本規定」に特段の定めがない場合は、JAカード（一体型）のICキャッシュカード機能については関連規定、「ICカード規定」、「デビットカード取引規定」を、クレジットカード機能については「JAカード（一体型）会員規約」を準用するものとします。		変更
新:25 旧:25	また、「本規定」と関連規定、「ICカード規定」、「デビットカード取引規定」または「JAカード（一体型）会員規約」の内容が両立しない場合は、「本規定」が優先的に適用されるものとします。	また、「本規定」と関連規定、「ICカード規定」、「デビットカード取引規定」または「JAカード（一体型）会員規約」の内容が両立しない場合は、「本規定」が優先的に適用されるものとします。		変更
新:25 旧:25	14__本規定の変更	14.__(「本規定」の変更)		変更
新:25 旧:25	(1) 本規定は民法に定める定型約款に該当します。当組合は、本規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。	(1) 本規定は民法に定める定型約款に該当します。当組合は、本規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。		
新:25 旧:25	(2) 前項による本規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。	(2) 前項による本規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。		
新:25 旧:25	以 上	以 上		
新:25 旧:25	(令和7年4月1日現在)	(令和2年4月1日現在)		変更